

令和3年12月会議

# 津幡町議会会議録

令和3年12月6日再開

令和3年12月13日散会

津幡町議会

# 令和3年津幡町議会12月会議会議録 目次

第1号（12月6日）	
1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 再開・開議（午前10時00分）	3
1. 会議期間の報告	3
1. 議事日程の報告	3
1. 会議時間の延長	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 諸般の報告	3
1. 議案上程（議案第67号～議案第78号）	3
1. 議案に対する質疑	10
1. 委員会付託	10
1. 町政一般質問	10
9番 酒井義光議員	10
1. 休憩（午前11時05分）	15
1. 再開（午前11時20分）	15
13番 道下政博議員	15
1. 休憩（午前11時52分）	21
1. 再開（午後1時00分）	21
5番 西村稔議員	21
4番 八十嶋孝司議員	25
10番 塩谷道子議員	29
1. 休憩（午後2時08分）	34
1. 再開（午後2時20分）	34
3番 竹内竜也議員	34
1番 小町実議員	41
2番 森川章議員	46
1. 散会（午後3時56分）	53
第2号（12月13日）	
1. 出席議員、欠席議員	55
1. 説明のため出席した者	55
1. 職務のため出席した事務局職員	55
1. 議事日程（第2号）	56
1. 本日の会議に付した事件	56
1. 開議（午後1時30分）	57

1. 議事日程の報告	57
1. 会議時間の延長	57
1. 諸般の報告	57
1. 議案等上程（議案第67号～議案第78号、請願第5号）	57
1. 委員長報告	57
1. 委員長報告に対する質疑	58
1. 討 論	59
1. 採 決	59
1. 諮問上程（諮問第1号）	59
1. 質疑・討論の省略	60
1. 採 決	60
1. 議案上程（議案第79号）	60
1. 議案に対する質疑	61
1. 委員会付託	61
1. 休 憩（午後1時50分）	61
1. 再 開（午後2時40分）	61
1. 委員長報告	61
1. 委員長報告に対する質疑	62
1. 討 論	62
1. 採 決	62
1. 閉議・散会（午後2時43分）	62
1. 署名議員	63

# 令和3年12月6日（月）

## ○出席議員（16名）

議長	角井 外喜雄	副議長	八十嶋 孝 司
1 番	小 町 実	2 番	森 川 章
3 番	竹 内 竜 也	5 番	西 村 稔
6 番	荒 井 克	7 番	森 山 時 夫
9 番	酒 井 義 光	10 番	塩 谷 道 子
11 番	多 賀 吉 一	12 番	向 正 則
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	吉 田 二 郎	総 務 課 長	酒 井 英 志
財 政 課 長	納 口 達 也	町 民 生 活 部 長	中 村 豊
生 活 環 境 課 長	中 嶋 徹 郎	健 康 福 祉 部 長	羽 塚 誠 一
福 祉 課 長	長 陽 子	健 康 推 進 課 長	石 黒 久 美
子 育 て 支 援 課 長	山 嶋 克 幸	産 業 建 設 部 長	吉 岡 洋
都 市 建 設 課 長	本 多 克 則	産 業 振 興 課 長	本 多 延 吉
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 崎 勉	消 防 長	松 本 聖 史
消 防 本 部 庶 務 課 長	中 川 俊 介	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長	吉 本 良 二	教 育 総 務 課 長	山 崎 明 人
河 北 中 央 病 院 事 務 長 兼 事 務 課 長	斎 藤 晶 史		

## ○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 本 幸 雄	議 会 事 務 局 長 補 佐	山 本 慎 太 郎
総 務 課 統 括 課 長 補 佐	田 中 圭	財 政 課 係 長	掃 部 富 雄
監 理 課 主 査	山 本 匡 教	企 画 課 主 事	長 谷 川 直 人

## ○議事日程（第1号）

令和3年12月6日（月）午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案上程（議案第67号～議案第78号）

（質疑・委員会付託）

議案第67号 令和3年度津幡町一般会計補正予算（第7号）

議案第68号 令和3年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第69号 令和3年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第70号 令和3年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第71号 津幡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を  
改正する条例について

議案第72号 津幡町簡易水道事業の設置等に関する条例について

議案第73号 津幡町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例について

議案第74号 津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第75号 津幡町立幼稚園設置条例及び津幡町立幼稚園保育料徴収条例を廃止  
する等の条例について

議案第76号 指定管理者の指定について（津幡町総合交流型宿泊研修施設倶利伽  
羅塾）

議案第77号 指定管理者の指定について（津幡町中高年齢労働者福祉センターサ  
ンライフ津幡）

議案第78号 指定管理者の指定について（津幡町高齢者福祉施設ウェルピア倉見）

日程第4 町政一般質問

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜再開・開議＞

- 角井外喜雄議長 ただいまから、令和3年津幡町議会12月会議を再開します。  
本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。  
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

- 角井外喜雄議長 本日再開の12月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から12月13日までの8日間といたします。

＜議事日程の報告＞

- 角井外喜雄議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

- 角井外喜雄議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。  
また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、議場内でのマスクの着用を許可しておりますので、御了承願います。

＜会議録署名議員の指名＞

- 角井外喜雄議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本12月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において6番 荒井 克議員、7番 森山時夫議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

- 角井外喜雄議長 日程第2 諸般の報告をいたします。  
本12月会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。  
次に、本日までに受理した請願第5号は、津幡町議会会議規則第91条及び第92条の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、御報告いたします。  
次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による令和3年10月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。報告書を配付しましたので、御了承願います。  
以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

- 角井外喜雄議長 日程第3 議案上程の件を議題とし、議案第67号から議案第78号までを一括上程いたします。  
これより町長に提案理由の説明を求めます。  
矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、令和3年津幡町議会12月会議が開かれるに当たり、町政の概況報告と提出議案の概要につきまして御説明申し上げます。

初めに、報道等で御承知と思いますが、笠池ヶ原地内のため池、新三郎池の堤体崩落災害について、御報告いたします。

11月27日午前9時30分ごろ、笠池ヶ原区長から役場に、ため池が決壊しそうであるとの連絡が入りました。担当部署の職員が現場を確認したところ、すぐにため池の水を抜かなければ決壊するおそれがあり、非常に危険な状態であったことから、緊急に消防と地元業者にポンプ車などの出動を依頼し、排水作業を開始いたしました。あわせて、できるだけ早くため池の水を抜くため、国土交通省金沢河川国道事務所が所有する排水能力が高く機動性にすぐれた排水ポンプ車2台にも出動要請いたしました。そして、現場からの情報など総合的に判断し、午前11時30分に災害警戒本部を立ち上げ、午後1時から災害警戒本部会議を開催いたしました。会議では、万が一、ため池が決壊した場合を想定し、被害を受ける可能性のある鳥屋尾区の5世帯に避難してもらうとともに、不安を感じる周辺住民にも自主的に避難していただくことといたしました。そして、午後2時30分に災害対策本部に移行するとともに、笠野公民館を避難所として開設し、5世帯に対して避難指示を発令いたしました。対象の5世帯には、職員が直接訪問して御本人に事情を説明し、避難をしていただきました。また、自主避難につきましては、区長を通じて周辺住民に周知したところがございます。避難状況につきましては、対象5世帯18人のうち、3世帯9人が笠野公民館へ、2世帯9人が親戚宅へ、それぞれ避難をしていただきました。一方、周辺住民で不安を感じるなど自主的に避難をされた方はございませんでした。

現場では、国土交通省金沢河川国道事務所の協力をいただき、昼夜、排水作業を行った結果、翌朝には水位も下がり堤体からの漏水も確認されなくなったことから、決壊のおそれもなく安全が確保されたと判断し、明るく11月28日の午前9時45分に避難指示を解除するとともに10時8分に避難所を閉鎖いたしました。その後、現場での作業や関係機関への報告を終えた午前11時40分に災害対策本部を解散いたしました。

幸いにも、現場での迅速な対応により、大きな被害に至らず安堵しているところでございます。

今回、現場での排水作業など何かと御協力をいただきました、国土交通省金沢河川国道事務所ほか関係各位には、改めて感謝を申し上げます。

現在、原因の究明と復旧に向け、地元や関係機関と対応を検討・協議しており、対策や方針など決まり次第、議員の皆様にも御報告したいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

さて、令和3年も、残すところ3週間余りとなりました。

この一年を振り返ってみますと、業務の効率化や町民サービスの向上、町民の安全安心を実現するため、令和元年7月より整備を進めてまいりました役場新庁舎・福祉センターが今年の12月に完成し、令和3年の幕開けとともに新しい庁舎での業務をスタートいたしました。

その後、旧庁舎の解体工事や跡地整備工事など全て完了し、10月1日には津幡町の新たなランドマークとして新庁舎がグランドオープンをいたしました。

この新庁舎が将来にわたり防災、町民サービス、町民交流の拠点になり、協働のまちづくりの推進に役立てられるよう職員一同、努力するとともに、今後とも住んでよかったと実感できるまちづくりに向けて邁進してまいります。

また、7月26日には旧河合谷小学校跡地に建設されました、河合谷宿泊体験交流施設河愛の里キンシュレがオープンいたしました。

当施設の最大の魅力は、周辺の豊かな自然環境を活用した体験型施設であることでございます。今後、町民はもとより県内外の多くの方々に愛される施設として活用されるものと大いに期待しているところでございます。

そしてこの一年の、津幡町での最も明るい話題・出来事といたしましては、一年延期となっておりました東京2020オリンピック競技大会女子レスリング競技におきまして、我が町出身の川井梨紗子選手が57キログラム級で、川井友香子選手が62キログラム級で、姉妹そろって金メダルを獲得したことであります。お二人の夢であり、目標でもあった姉妹で金を見事成し遂げたことは、私はもちろん津幡全町民の喜びであり誇りであるとともに、夢と勇気と感動を与えてくれました。

これからもお二人のさらなる活躍を期待するとともに、町民一丸となり今後も応援してまいりたいと考えております。

また、太村成見選手が11月に世界トランポリン選手権大会女子団体で優勝、女子シンクロナイズドで準優勝されました。さらに、中村泰輝選手が昨日、全日本相撲選手権大会で優勝し、初めてのアマチュア横綱に輝くなど、本町出身者が大活躍をしたそんな年でもございました。

一方で、昨年につき、全国各地で豪雨や地震などによる自然災害に見舞われた年でもありました。

中でも7月2日から3日にかけて、東海地方から関東地方南部を中心に断続的に雨が降り、静岡県熱海市の伊豆山地区では、3日午前に大規模な土石流が発生いたしました。この土石流の発生により、多くのとうとい命が奪われ、また住宅家屋の全壊もしくは半壊など甚大な被害となりました。

これらの豪雨災害により、お亡くなりになられた方、被害に遭われた方には、心よりお悔みとお見舞いを申し上げるとともに、被災地の一刻も早い復旧を願う次第でございます。

そのような中、本町におきましては、8月12日から15日にかけてことし初めての大雨警報が発令されるとともに、土砂災害警戒情報が発表されたことから、災害警戒本部を設置するとともに、自主避難所1カ所を開設いたしました。

この大雨による被害として、河川の護岸崩壊や農地ののり面が崩壊するなどの被害が発生いたしました。幸いにも、人的被害や道路、建物被害など、町民生活に支障を来すような甚大な被害が発生しなかったことに安堵した次第でございます。

また、地震による被害では、10月7日午後10時41分ごろに、千葉県北西部を震源とする地震が発生し、東京都や埼玉県で最大震度5強を観測しました。首都圏のJR各路線などでは一時運行がストップするなど、ダイヤが大幅に乱れて帰宅困難者が続出し、また水道管の破裂による道路の冠水や建物火災も発生いたしました。

石川県におきましても9月16日午後6時42分ごろ、能登地方を震源とする地震が発生し、珠洲市で最大震度5弱を観測いたしました。幸いにも、この地震による人的被害や道路、建物などの被害は確認されず、本町におきましては、役場の震度計で震度1を観測し、ごく弱い揺れを感じました。

県内ではことしに入り、能登地方を震源とする地震が相次いで発生しております。本町におきましても、万が一、地震が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できるよう、職員には、日ごろ

から危機管理の意識を高め、防災体制の確立と防災技術の向上に努めるよう指示しているところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症についてでございますが、昨年の2月下旬に県内で初めて感染者が確認されてから、約1年9カ月が経過いたしました。本年11月末時点で、累計感染者は全国で172万人を超え、石川県で7,969人、本町で209人となっております。石川県では、4月中旬から5月下旬にかけて第4波、7月中旬から9月中旬にかけて第5波と言われる感染爆発が起き、金沢市を対象にまん延防止等重点措置が適用されました。特に、第5波では、変異株と言われる感染力の強いデルタ株が猛威を振るい、7月28日には1日の新規感染者が119人となり、これまでの最多を記録いたしました。

このような状況の中、県の要請により、町有施設において開館時間の短縮や臨時休館及び一部休止などの利用を制限する措置を講じ、感染拡大防止を図ったところでございます。また、昨年につき、さまざまな事業やイベントが、中止や延期、縮小となるなど社会経済活動に大きな打撃を与えました。そこで、本町におきましては、町独自の施策として、新型コロナウイルス感染症により冷え込んだ町の消費を喚起し、町内事業者と町民生活を支援するため、第2弾つばた元気応援プレミアム商品券の発売事業や津幡町飲食事業等継続支援金及び町内の全事業者を対象とした事業継続支援金を交付するなど、町民や町内事業者の皆様の生活の一助となるためのさまざまな事業を展開してまいりました。

10月末以降、ワクチン接種の効果も出始めたのか、県内の感染状況は落ち着き、新規感染者が散発的に確認される状態となったことから、県は11月24日に新型コロナウイルス感染症対応に関する対策本部会議を開き、飲食店での利用人数やイベントの参加人数など、行動制限の緩和をいたしました。

しかしながら、今もなおコロナウイルスは存在しており、新たな変異株、オミクロン株も発見されるなど、引き続き警戒は必要であります。今後はインフルエンザ流行期と重なる冬季の第6波も懸念されることから、町民の皆様におかれましては、引き続き、新しい生活様式の実践に努めていただき、事業者の皆様におかれましては、感染防止ガイドラインの徹底に努めていただくようお願いを申し上げます。

コロナの終息はまだ見通せませんが、ワクチン接種や新薬の開発など着実に進歩している状況から、日常の生活が戻るよう、みんなで支え合いながらこの危機を乗り越え、希望に満ちた年を迎えたいと思っているところでございます。

また、原油価格の高騰により、灯油などの石油製品の店頭価格が大幅に引き上げられている現状と暖房器具の種類などの状況も踏まえて検討をした結果、生活困窮者等に対し、灯油購入費の助成を行うことといたしました。

続きまして、議会11月会議が開かれました11月19日以降の町政の概況報告でございます。

11月21日、北陸朝日放送の第20回HABふるさとCM大賞の審査会がテレビ放映されました。昨年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、審査会は開催されませんでした。ことしは例年どおり、県内19市町が地元の魅力発信を目的に15秒間のCMを制作し、そのできばえを競いました。

本町のふるさとCMは第8位となり、グランプリ受賞とはなりませんでしたが、若手職員によるプロジェクトチームが伝統をしっかりと受け継ぎ、10位以内にランクインを果たしたところでご

ございます。このCMは、来年1年間で10回、北陸朝日放送で放映される予定でございます。また、ケーブルテレビのつばたホットチャンネルでも放映するとともに、町ホームページからも視聴できるようにいたします。

11月23日、国内最多の開催回数と言われる駅伝、第100回記念河北潟一周駅伝競走大会が、文化会館シグナスを発着点に、3部門でこれまで最多となる53チームの参加により、開催されました。また、11月27日には、第100回記念河北潟一周駅伝競走大会の記念式典が、役場福祉センターで開催され、谷本県知事にも出席していただいたところでございます。

大会には、同好会の部に津幡町役場職員で編成した2チームと津幡町消防本部職員で編成した1チームが出場し、31チーム中、役場チームは9位と22位で、消防チームは13位でそれぞれフィニッシュいたしました。

当日は、時折降る冷たい雨や強い風が吹く肌寒い中、各チームは歴史と伝統ある河北潟コース26.6キロメートルを力強く走りぬき、ゴールを果たしました。

また、2018年のボストンマラソンに、当時公務員ランナーとして出場し優勝した川内優輝さんがゲストランナーとして参加し、一人で全区間を走り、全体の3位でゴールし、第100回の記念大会を盛り上げていただきました。

本大会に参加した選手の皆様の健闘をたたえますとともに、大会関係者の皆様には、大会の開催と運営に御尽力いただいたことに敬意を表し、また心から感謝を申し上げる次第でございます。

この第100回記念大会を通過点と捉え、伝統ある河北潟一周駅伝大会が、今後も末永く開催されますことを心から願っているところでございます。

12月4日、ことしで10周年となる科学の祭典を文化会館シグナスにて開催いたしました。

シグナスホールでは、科学のお姉さんでお馴染みの五十嵐美樹さんが、よしもと芸人で石川県住みます芸人のぶんぶんボウルと一緒にサイエンスショーを行い、会場を盛り上げました。

2階こども科学館では、特別イベントとして、よしもと芸人のテンブルカントリーがお笑い科学コントで会場を和ませた後、参加者と一緒におもしろ科学実験・工作やスライム・スーパーボールづくりを楽しみました。

また、3階多目的室では、プラネタリウムやデジタルスポーツミュージアムなど、おもしろ科学体験コーナーを設け、子供たちに科学のおもしろさを体験していただき、科学への興味・関心を高めていただいたところでございます。

いずれの催しも新型コロナウイルス感染症予防対策のため整理券を配付し、人数制限を行った上で開催したところでございます。

12月5日、新型コロナウイルス感染症の影響で、最後の夏の成人式として予定をしておりました8月から、延期となった成人式を文化会館シグナスにて開催いたしました。会場入り口での検温、手指消毒及びマスク着用による感染症対策を講じた上で、新成人261人が節目の日に臨み、津幡町の将来を担う若者たちの門出を心からお祝い申し上げ、激励もさせていただいた次第でございます。

式典では、対象者を津幡南、津幡の各中学校の卒業生ごとに午前と午後に分け、来賓や家族の参列も最小限とし、時間も例年より短縮して開催いたしました。昨年に続きコロナ禍の中での式となりましたが、これまでと同様に今後の新成人の皆様の活躍を期待しているところでございます。

それでは、本日提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

**議案第67号** 令和3年度津幡町一般会計補正予算（第7号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ4億4,849万5,000円を増額するものでございます。

歳入の主なものにつきましては、事業費の確定による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増減に加え、身体障害者補装具給付事業や障害者自立支援給付事業等の給付実績による民生費国庫負担金や18歳以下の子供がいる家庭等に、子供一人当たり5万円の現金を給付する、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業等に係る民生費国庫補助金、2回までのワクチン接種人数の増加に加え、年度内に3回目接種が見込まれる委託料等の追加に係る、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業等の衛生費国庫補助金などの増額により、国庫支出金4億213万3,000円を増額するものでございます。また、身体障害者補装具給付事業や障害者自立支援給付事業等の給付実績による民生費県負担金や心身障害者医療費助成事業の給付実績による民生費県補助金などの増額により、県支出金2,804万5,000円、事業中止に伴う人材育成基金繰入金金の減額はあるものの、財源調整による財政調整基金繰入金や庁舎整備基金繰入金の増額による、繰入金2,906万8,000円などを増額するものでございます。その一方で、環境整備協力費や庁舎建設事業負担金の減額による諸収入161万8,000円を減額いたします。町債では笠野地区ほ場整備の県営土地改良事業負担金に係る農林水産業債や、閉園するつばた幼稚園を再整備する福祉教育複合施設整備事業に係る民生債などの増額はあるものの、新庁舎等建設事業に係る総務債の減額により、1,430万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、ケーブルテレビ接続推進補助金申請件数の増による地域情報化推進事業費や町長選挙費などに係る総務費、心身障害者医療費助成事業費や障害者自立支援給付費、介護保険特別会計繰出金、さらに子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費などに係る民生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴う感染症緊急対策費や基本健康診査費、街灯LED化事業費などに係る衛生費、県営土地改良事業負担金や石川森林環境基金事業費などに係る農林水産業費などを増額するものでございます。

一方で、事業費の確定に伴う感染症緊急対策費などに係る商工費や教育費等での減額に加え、各款・項の職員給等で、期末手当の引き下げ及び職員の新陳代謝や育児休業等による減額により、人件費総額で減額となるものでございます。

第2表 債務負担行為補正は、石川県知事選挙及び津幡町長選挙公営ポスター掲示場費ほか2件について、表のとおり期間と限度額を定め、追加するものでございます。

第3表 地方債補正は、新庁舎等建設事業ほか2件の事業について、限度額を変更するとともに、福祉教育複合施設整備事業について、限度額等を新たに追加するものでございます。

**議案第68号** 令和3年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ110万6,000円を追加するもので、会計年度任用職員報酬など事務費の増額によるものでございます。

**議案第69号** 令和3年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ727万3,000円を追加するもので、実績見込みによる広域連合納付金の増額によるものでございます。

**議案第70号** 令和3年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1億3,738万4,000円を追加するもので、各種保険給付の年間実績見込みによる増額が主なものでございます。

**議案第71号** 津幡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、総務省消防庁から消防団員の処遇改善を図るための通知が発出されたことにより、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条に掲げる必要な措置を実施するため、非常勤消防団員の報酬及び費用弁償について一部改正を行うものでございます。

なお、本町消防団の処遇は、県内でもトップクラスである中、実質的により改善となるものについて対応するものでございます。

**議案第72号** 津幡町簡易水道事業の設置等に関する条例について。

本案は、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、津幡町簡易水道事業の設置及びその経営の基本に関する財務規定等を適用するに当たり、必要な事項を定める条例を整備するものでございます。

**議案第73号** 津幡町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例について。

本案は、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定により、津幡町簡易水道事業における剰余金の処分等に関し、必要な事項を定める条例を整備するものでございます。

**議案第74号** 津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

本案は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるため、必要の改正を行うものでございます。

**議案第75号** 津幡町立幼稚園設置条例及び津幡町立幼稚園保育料徴収条例を廃止する等の条例について。

本案は、津幡町立つばた幼稚園が令和4年3月をもって閉園することに伴い、津幡町立幼稚園設置条例及び津幡町立幼稚園保育料徴収条例の2条例の廃止、並びに津幡町一般職の職員の給与に関する条例、津幡町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び津幡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人情報の提供に関する条例の3条例の一部改正を行うものでございます。

**議案第76号** 指定管理者の指定について。

本案は、令和4年3月31日で指定管理期間が終了する津幡町総合交流型宿泊研修施設俱利伽羅塾につきまして、新たに令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、一般財団法人津幡町公共施設等管理公社を指定管理者に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

**議案第77号** 指定管理者の指定について。

本案は、令和4年3月31日で指定管理期間が終了する津幡町中高年齢労働者福祉センターサンライフ津幡につきまして、新たに令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、公益社団法人津幡町シルバー人材センターを指定管理者に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

**議案第78号** 指定管理者の指定について。

本案は、令和4年3月31日で指定管理期間が終了する津幡町高齢者福祉施設ウエルピア倉見につきまして、新たに令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、一般財団法人津幡町

公共施設等管理公社を指定管理者に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

3件の指定管理者の指定につきましては、指定管理者選定委員会への諮問による答申を踏まえ、対応するものでございます。

以上、本12月会議に御提案を申し上げました全議案の概要を御説明申し上げたところでございますが、各常任委員会におきまして、関係部課長より詳細に説明させていただきますので、原案のとおり決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

#### <議案に対する質疑>

○角井外喜雄議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <委員会付託>

○角井外喜雄議長 ただいま議題になっております議案第67号から議案第78号までは、配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

#### <町政一般質問>

○角井外喜雄議長 日程第4 これより一般質問を行います。

質問時間は、一人30分以内といたします。

質問時間内におさまるよう、的確な質問をお願いします。

また、発言は議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

9番 酒井義光議員。

〔9番 酒井義光議員 登壇〕

○9番 酒井義光議員 9番、酒井義光です。

この新しい議場での初めての一般質問となりますけれども、きょうは2点の質問をさせていただきます。

1点目の質問です。

新型コロナウイルスの感染拡大も石川県内では10月30日から感染者ゼロの日が続いていましたが、11月9日に残念ながら2名が、また10日、12、17、25日に各1名が感染と発表されました。

当町においては、10月27日に1名が感染したものの、その後感染者はありません。

しかし、国内でオミクロン株という新たな変異ウイルスの感染者が、国内では2名確認されています。国民みんながこのまま新型コロナの感染者ゼロが続き、新しいオミクロン株も感染者が拡大せず、従来のようにマスクのない以前の生活に戻ることを願っているところです。

矢田町長も世界中で新型コロナウイルス感染症まん延との状況に、津幡町として今後の対策、対応に頭を悩ませたことかと思います。

感染拡大の第6波も心配される中ですが、今日があるのは国、県はもとより、町としては医療機関、町執行部、職員が一丸となり対応したこと。また、町民の協力によるものと感謝とお礼を申し上げます。

さて、令和4年4月24日に任期満了となります矢田町長に来年の町長選挙に向けた対応をお伺いいたします。

矢田町長は平成22年4月に初当選以来これまで3期の間、町政のかじ取り役として、いろいろな事業に取り組みられました。体験型観光交流公園は15年にわたる事業であり、全容はいまだ見えませんが、計画どおり進んでいるとのこと。役場新庁舎は元年6月より整備を進め、ことし1月4日より業務が開始されました。

河合谷の宿泊体験交流施設も完成し、愛称を河愛の里キンシュレとして営業を始めております。屋内温水プールも住吉公園において今年度より工事に入り、令和5年春のオープンを目指しています。金沢星稜大学スポーツキャンパスも工事に着手されました。

計画中の事業もIRいしかわ鉄道津幡駅東口の整備、新駅の設置、新工業団地整備など、今後の取り組みが期待されています。また、町長は子育て支援や教育環境の整備、地域活性化対策など暮らしに直結する取り組みをきめ細やかに、効果的に行っていくと述べられています。

また、第5次津幡町総合計画には、「住んでみたい、ずっとすみたい ふるさと つばた」をまちづくりの将来像に掲げられています。

これらの目標に向け、これからも町民の負託に応えるべき4期目に向けた再出馬について、町長の思いを伺います。

○角井外喜雄議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 酒井議員の町長選挙への4期目の出馬についての御質問にお答えいたします。

私が初めて津幡町長に立候補させていただきましたのが、平成22年4月でございました。

町民の皆様、そして議会の皆様初め、多くの皆様の御支援と御理解、お力添えを頂戴し、町長に就任させていただきました。

以来、間もなく3期12年という在職期間になりますが、その間、津幡町の繁栄を願い、また町民の皆様の負託に応えるため、全力で町政発展に邁進してまいりました。

中でも、私が繰り返し訴えて取り組んでまいりましたのが、住んでよかったと実感できるまちづくり、そして町民の皆様の安全安心を最優先にしたまちづくりでございます。

安全安心は、生活全てのことにかかわりのある最も基本的なことであり、住んでよかったに直結することであると思っております。

その取り組みといたしまして、まず災害に強いまちづくりの推進として、まさに防災拠点となる役場庁舎整備工事を令和元年に着手し、令和3年1月から新庁舎での業務を開始することができました。この新庁舎の完成にあわせて総務課内に危機管理対策室を設置し、より強力な防災体制となるよう組織の再編も行いました。

次に、町長就任当初から公約として掲げてまいりました、元気なまちつばたへの取り組みといたしましては、町の交流人口増加、地域活性化を目指した宿泊体験交流施設河愛の里キンシュレを建設し、ことし7月から営業を開始することができました。河合谷の豊かな自然のもとで郷土料理やバーベキュー、一年中さまざまな体験が楽しめるスポットとして今後の観光交流拠点となるよう期待をしているところでございます。

また、企業誘致推進の拠点となる工業団地も新たに大坪地区で完成し、引き続き企業誘致を推進するため、大坪地区に隣接した東荒屋地内にも工場用地を造成すべく、具体的な手続きを進め

ているところでございます。

そのほかの誘致事業といたしましては、金沢星稜大学スポーツキャンパスの誘致がでございます。キャンパス建設予定地の北中条及び南中条地内の用地買収も既に終了し、造成工事が開始されております。開校した暁には、町内に多くの若者が行き来し、特に周辺地域の活性化が期待されるところでございます。

さらに、昨年度から本年度にかけて新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界中の経済が大きなダメージを負いました。本町ではこの状況を少しでも緩和できないかと、いち早く、つばた元気応援プレミアム商品券を発行するなど、町民と町内事業者への支援となる経済対策に取り組みました。まだまだ厳しい状況は続いておりますが、わずかなりとも町の活性化につながったのではないかと考えております。

教育関係につきましても、速やかに全小中学校の教室にエアコンを整備いたしました。また、児童生徒に1人1台の情報端末を配備するとともに、校内通信ネットワーク環境の整備を行うことができました。このことにより、多様な子供たちの資質・能力を育成し、学習活動の一層の充実を図ることができるものと考えております。

科学のまちつばたの拠点として、楽しく科学と触れあえるこども科学館をシグナス内に移転いたしました。この移転による利便性と内容の充実により、ますます科学に興味を持ってくれる子供がふえることを期待しているところでございます。

さて、今年度は、第5次津幡町総合計画の推進6年目、ちょうど計画期間の折り返し地点でございます。本年3月にこれまでの5年間を振り返り、社会状況の変化に対応させ、今後の5年間の基本計画の見直しを行った改定をいたしました。この第5次津幡町総合計画は、私の町政運営の基本となる考え方、子の世代、孫の世代のためのまちづくり、そして心豊かに今を暮らすためのまちづくりを具体化したものでございます。

その中には、既に着手しております体験型観光交流公園、屋内温水プールの整備を初め、今後さらに具体化を進める津幡駅東口、津幡駅俱利伽羅駅間新駅設置のさらなる推進、そして定住促進、子育てしやすく働きやすい環境づくりなど、多くの取り組みが明記されております。

同時に、厳しい財政状況の中、財政健全化にも取り組んでいく所存でございます。

さて、令和2年10月に実施されました国勢調査の確定値が、このほど公表され、本町の人口は前回と比較して11人の減少、マイナス0.03%となりました。日本全体が少子高齢化で人口減少していく中では仕方のないことなのかもしれませんが、津幡町の人口をこのまま減少させるわけにはいきません。この現状を少しでも打破するためにも、さらなる定住促進に向けた施策が必要だと思っております。

間もなく3期目の任期が満了するに当たり、いま私がやらなければならないことは何かと考えますと、現在進行中の屋内温水プール、これから具体化する津幡駅東口の整備、福祉教育複合施設整備、津幡駅・俱利伽羅駅間の新駅の設置、さらに川井姉妹の功績をたたえ、新たなレスリング場の整備など、まだ道半ばの事業もあります。それらを着実に進めながら、さらなる定住促進施策とそのPR拡大に、職員と一丸となって取り組むことが、町長としての最優先課題となるのではないのでしょうか。そして、私の任期中に策定した第5次津幡町総合計画は、次の町長の任期となる4年後の令和7年度が計画期間の最終年度であり、まさに集大成を迎えることとなります。これは、私自身が責任を持って実行することではないか、それが私に課せられた使命ではないか、

そのように強く思う次第でございます。

町民の皆様、議会の皆様、関係の皆様の御理解と御支援、そして御支持、お力添えがいただけるならば、引き続き、私の全ての力を町政に捧げたく、ここに4期目への出馬を決意させていただいたところでございます。

津幡町の発展、町民の皆様の幸福のために全力を尽くす覚悟であることを申し上げまして、御質問の答弁とさせていただきます。

○角井外喜雄議長 酒井議員。

○9番 酒井義光議員 これまでの取り組み、また4期目に向けた熱い思いをお聞かせいただきました。これまでの矢田町長の実績からいたしましても多くの町民が引き続き、町政のかじ取りを望んでいると思っています。ぜひ、今後もさらに活躍されることを願っています。

それでは、2点目の質問をいたします。

津幡川北部地区の雨水の排水について質問いたします。

町内を流れる総門川は津幡池からグリーンハイツ下を通り、津幡小学校横から直接津幡川へ流れています。

八反田川は住吉通り脇から、もう1カ所、五月田踏切東側からの2カ所の吸い込み口から暗渠で合流し、川尻雨水ポンプ場へ入り、川尻水門下流から豪雨時にはポンプにて津幡川へ排水されています。これらの施設に入らない津幡川から能瀬川までの区域にある地域の水路を流れる雨水は河北潟の沿岸にある約1,500メートルの排水路に集まり舟橋地区にある舟橋排水機場から排水されています。

この施設は県が造成し、町に財産譲与された新舟橋排水機場として、平成19年に建設されたもので14年が経過しておりますが、併設されている国営のポンプは昭和46年に設置されたもので老朽化しています。

そのため、昨年度から始まった国営総合農地防災事業により、国営のポンプのみ改修されるのですが、受益面積が国の基準を満たさないとのことで県において整備されることになっています。改修内容はポンプのオーバーホール、建物等付帯施設の整備がされますが、ポンプ機能は幾分アップする程度になると聞いています。

現在は、施設周辺の水田一帯が冠水することがありますが、当町において長時間、雨が降り続くことが少なく、今のところ難を逃れています。

しかし、他地方のように、集中豪雨に見舞われたときには、どのようになるのか心配です。

津幡川近くの町道庄35号線から北へ約681メートル延びる水路で上流から流れてくる水を受け舟橋の中川へ全て流すため、川の周辺で溢水が見られます。

また、降雨時にこの水路の勢いが強いため横からの水路が合流できず、周辺地域で冠水しています。今のところ、被害を招く長時間にわたる降雨がないため、大きな問題とはなっておりませんが、集中豪雨などあれば、田はもとより内水氾濫により住宅の浸水も十分考えられます。

被害を少しでも減らすためにも川尻雨水ポンプを活用するための水路整備が必要と思います。

地域の要望に対し、事業費がかさむので事業化は困難であり、上流の農業関係機関等との調整、協議しながら検討するとのことですが、町民の安全安心を守るためには積極的な取り組みが必要ではないでしょうか。

町長に答弁をお願いします。

○角井外喜雄議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 川尻雨水ポンプ場を活用するための水路整備をとの御質問にお答えいたします。

川尻雨水ポンプ場は、八反田川雨水幹線の最下流である川尻水門横に設置されており、平常時は八反田川排水区の雨水を自然流下により川尻水門下流側に排水しております。また、集中豪雨などにより津幡川の水位が一定以上、上昇した場合には場内の排水ポンプが稼働し、津幡川に強制排水する仕組みとなっております。

御承知のとおり、近年、八反田川排水区を含む津幡川北部の津幡、清水、庄地区におきましては、宅地開発や商業施設建設による市街化が進んだことにより、水田による雨水調整能力が低下しております。

そのため、集中豪雨時には短時間で大量の雨水が周辺水路へ流入し、八反田川雨水幹線に流入しなかった雨水や津幡川から取水している農業用水が、舟橋の中川に流れ込み水路が狭くなっている箇所や合流する箇所において、道路への冠水被害などが発生いたしております。

このことを踏まえ、本町では令和2年度に雨水の流れ及び豪雨時の雨水対策についての基礎調査を実施しております。

その中で、八反田川雨水幹線下流部の雨水を直接、川尻雨水ポンプ場へ流入させる水路整備等について検討を行ったところ、新たな水路整備及びポンプの増設等に約6億円の事業費が必要と試算されました。

この整備につきましては、財源等の確保が課題であり、実現には至っておりませんが、国庫補助事業等の活用など有利な財源の確保について、今後も検討を継続してまいりたいと考えております。

また今年度、町道庄51号線、いわゆるすみよし通りより上流の雨水をできる限り雨水幹線に流入させることができるよう、排水経路の見直しを実施しており、これにより舟橋の中川への雨水流入量の減少が期待できるものと考えております。

今後も災害に強いまちづくりを進め、町民の安全安心な暮らしを守るために、地元関係者や農業関係機関等と調整、協議を重ねながら、舟橋の中川周辺への雨水流入量の適正化を図り、浸水被害を防ぐよう検討を継続し、対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○角井外喜雄議長 酒井義光議員。

○9番 酒井義光議員 再質問ではないのですが、河北潟周辺の海拔が、田面で70センチメートル、プラント3というか農協の辺りで、田面では1.2メートルで60センチメートル、向こうでいっばいになったらこっちへずっと来て、田んぼ一面、大水になるというのが目に見えておりますので、どちらの雨水ポンプ場のほうも、沿岸のポンプのほうも津幡町の資産でありますので、少しでも効率よく住民を守って、農業のほうも守っていただければなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

これで、私の2点の質問を終わります。

○角井外喜雄議長 以上で、9番 酒井義光議員の一般質問を終わります。

この際、議場内換気のため暫時休憩といたします。午前11時20分から一般質問を再開いたします。

〔休憩〕 午前11時05分

〔再開〕 午前11時20分

○角井外喜雄議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

13番 道下政博議員。

〔13番 道下政博議員 登壇〕

○13番 道下政博議員 13番、道下政博です。

今回は4点について質問をさせていただきます。

最初に、屋内温水プールの利活用に向けての諸施策と料金設定等を問うという題名で質問をさせていただきます。

20年来の町民の願いでありました屋内温水プールの完成が約1年後に迫ってまいりました。大変、共々に喜んでいるところであります。

プールの愛称募集については、これからの予定と聞いております。

そんな中、町民の関心事は、屋内温水プールの利活用しやすいプログラムの内容やメニュー、料金設定等に関心が高く、そういった声を多くいただいておりますことをまずお伝えをいたします。

高齢者が利用しやすいプログラムメニューや料金設定、また青壮年が利用しやすい時間帯の夕方から夜にかけてのプログラムやメニューや料金設定、そして幼児や小中高生の学生さんも使いやすい環境整備と料金設定等を十分に配慮した形で進めるべきと考えますが、町として検討は進んでいるのでしょうか。

また、利用料金等の本年5月までは、屋内温水プール建設委員会の委員をさせていただいておりますので、施設建設の内容につきましては十分な説明をいただいております。そして理解もさせていただいておりますが、現在は委員会から離れております。その後の議論の行方にかかわれていないので、ここでの一般質問とさせていただきました。

町民が、健康で長生きできるように、健康づくりのために有効な温水プールの活用で健康寿命の延伸を図ることは、医療費の削減に効果を認められると思います。

矢田町長は、そういった目的からも屋内温水プール建設を公言されこの12年間、実行に移してきた経緯があります。

屋内温水プールの利活用に向けての諸施策と料金設定等について、お知らせ願いたいと思います。

矢田町長に質問いたします。

○角井外喜雄議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 道下議員の屋内温水プールの利活用促進に向けての諸施策と料金設定等についての御質問にお答えいたします。

温水プールの建設に当たりましては、温水プールを望む多くの町民の皆様からの御要望にお応えするため、町民の誰もが生涯スポーツと健康づくりに活用できる快適で身近な温水プールの整備を目標に掲げ、関係機関と協議を重ね、早期の事業化に向け、取り組んでまいりました。

そして、令和元年度に町中心部に位置する住吉公園で、公園全体のリニューアルとともに温水

プール建設の事業採択を受けることができ、令和2年度に実施設計を取りまとめ、本年9月3日に起工式を行い、工事に着手することができました。

議会の皆様には、事業化に向け多大なる御支援、御協力を賜り深く感謝申し上げます。次第でございます。

本施設の設計に当たりましては、高度な専門性を要する施設であることを考慮し、あらかじめプール運営に実績のある民間運営会社を指定管理候補者として選定し、また屋内温水プールの設計実績を持つ建築設計事務所との共同で設計を行うといった全国でも先進的な方法を取り入れ進めてまいりました。

このことにより、安全安心で、かつ民間のノウハウを取り入れた効率的で効果的な運営ができる施設となるよう詳細に検討を重ねて設計しており、施工中の現在におきましても、共同で打ち合わせを行いながら完成に向けて取り組んでいるところでございます。

議員御質問の利活用促進に向けての諸施策と料金設定等につきましては、現在、令和5年春のオープンに向け具体的な準備を進めているところでございます。現時点では、料金等の詳細な内容につきましては決定しておりませんので、お答えすることはできませんが、近隣の同種公共施設や民間施設の状況を参考にしながら、施設に要する維持管理等の収支をさらに詳細に検討し、利用料を決めていきたいと考えております。

また、温水プールの利用促進に向け、施設整備で掲げた目標が達成できるよう、健康、福祉、教育等各関係機関と連携し、町独自の各種自主事業も検討しているところでございます。

令和4年6月には施設設置条例を制定するとともに、同年9月には指定管理者を決定し、令和5年春のオープンに向け準備を整えていきたいと考えております。

議会の皆様には、利用料金や運営方針がまとも次第、御提示したいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

皆様が望む温水プールが完成し、多くの町民に利用していただき、元気な町つばたをさらにアピールしていきたいと考えておりますので、今後とも御協力をお願い申し上げます。

**○角井外喜雄議長** 道下政博議員。

**○13番 道下政博議員** 今ほど町長に答弁をいただきました。町民が期待をしております健康づくりのための新プールをできるだけ使いやすい料金で、またたくさんの方が利用できるようシステムをまた考えて、進めていっていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして2番目の質問をさせていただきます。

ほっとLINEの開設を提案いたします。

コロナ禍の影響などで増加傾向にある虐待、DV（配偶者などからの暴力）の早期発見につなげようと、茨城県古河市はLINEで相談を受ける古河市虐待・DVほっとLINEを開設いたしました。

県内初の試みとのことで、相談のハードルを下げる狙いがあるそうであります。

相談は、古河市虐待・DVほっとLINEの公式アカウントで受け付けるもので、受付時間は、平日午前8時半から午後5時までで、社会福祉士や臨床心理士など8人の有資格者が2人1組で対応するもので、事態が深刻な場合は、窓口対応に切りかえたり、警察や児童相談所と連携したりして早期解決を図ることとしているそうであります。

利用者は相談時、年代、相談内容などの基本情報を入力すると、相談員につながり、匿名で利用ができるほか、写真や動画の送付が可能です。

登録に必要な二次元コードを市ホームページや市内小・中学校、スーパーなどに掲示しており、165人が友達登録を完了しているそうであり、11月2日現在とのデータです。

取り組みの背景には、虐待、DVに関する相談件数の増加があり、古河市では2020年度の虐待の延べ相談件数が、前年度比の約1.8倍となる3,373件に上り、DVの延べ相談件数が、約1.6倍の531件にふえたとのことであります。

市としては、コロナ禍の自粛期間中にストレスが増加したことや、一斉休校で子供の在宅時間がふえたことなどが影響していると分析しているそうであり、

市は、本格導入に先立ち、LINE相談による効果を検証するため、昨年7月～9月に実証実験を実施し、友達登録者数は142人で、具体的な相談を寄せた18人のうち3人は窓口相談、4人は電話相談につながったとのことです。

利用者へのアンケートでは、LINEが一番身近な連絡手段であり、電話は家族がいるとしづらいので、LINEで相談できて助かったなどの回答があったそうであり、

本津幡町にあっても、コロナ禍、虐待、DV等の相談件数はおそらくふえているのではないのでしょうか。相談のハードルを下げることができれば、今まで相談できなかった件数がより多く相談できるようになり、解決に向けて前進させることができるのではないのでしょうかと思い、つばた・ほっとLINEの開設を提案いたします。

矢田町長に質問いたします。

**○角井外喜雄議長** 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

**○矢田富郎町長** ほっとLINEの開設を提案するとの御質問にお答えいたします。

現在、本町における子供や家庭に関するさまざまな相談窓口として、子ども家庭総合支援室があります。支援室では子供の相談のみならず、保護者の相談も含め、日々相談を受け、その支援を行っております。虐待やDVにおいても、地域や関係機関等から年間、数十件の通報や相談があり、電話や訪問、メール等で対応しております。

さて、御質問のLINEを活用した相談につきましては、就労している保護者や若い世代にとっても有効な手段と考えており、既に関係部署において導入に向けて検討を始めております。導入に当たりましては、個人情報の保護及び取り扱いに十分注意が必要であり、総務省から令和3年4月30日に示されましたLINEサービス等の利用の際の考え方に沿った方法と考えております。しかしながら、夜間や緊急時にも対応できるようにするには、より充実した体制の整備も必要となりますので、当面は相談時の連絡手段としての運用を行う予定としております。

子ども家庭における相談は、コロナ禍の影響以外にも発達障害や不登校、生活困窮、精神疾患等、さまざまな内容があります。虐待やDVといった重篤な相談に限らず、ささいな心配ごとから相談できることが重要であると考えております。

当事者が声を上げること自体、大変勇気のいることであるため、周囲の気づきや声掛けが大切であります。地域においても、登下校時の子供の見守り活動や居場所づくりなど、さまざまな取り組みがあると聞いておりますので、日ごろの活動の中で、早い段階で相談につながることを目指しております。

誰もが相談しやすい環境づくりを進めていくためには、地域の皆様の御協力が必要であります。今後も引き続き、見守り、声掛けなど、子育てにやさしい町づくりに御理解と御協力をお願いいたします

○角井外喜雄議長 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ありがとうございます。

つばた・ほっとLINEが開設されれば、少しでも多くの悩み相談がふえるかと思えます。またそのことによって、業務内容がふえて、役場としては大変なことになるかと思えますけれども、より多くの町民が相談しやすい環境づくりを、いち早く確立していただければというふうに思います。

よろしく願いをいたします。

それでは続きまして、3番目の質問に移ります。

子宮頸がんワクチン接種勧奨についてであります。

11月16日付北國新聞に、子宮頸がんワクチン機会逃した人、4月から無料接種検討、厚生労働省方針との記事がありました。

その内容は、子宮頸がんとなるウイルスの感染を防ぐHPVワクチンについて、厚生労働省は15日、積極的な勧奨が中止された間に機会を逃した女性が無料接種できるようにする方針を固めた。厚労省は、2013年4月に止まった積極的勧奨を来年度にも再開することを既に決めており、これに伴う救済措置であります。分科会では、最も幅広い9学年分とするのが適切だという意見が多数を占めたとのことであります。

1997年～2005年度に生まれた女性が該当するそうで、厚労省によると、積極的勧奨の中止によって個別の案内が届かず、小学6年～高校1年生は無料で接種できると知らないまま対象年齢を過ぎた女性が数百万人規模に上るとのこと。

分科会の専門家からは、勧奨できなかった人々には公平に機会を設けるべきだと、9学年分を対象とすることを支持する意見が相次いだとありました。

さらに、11月26日付北國新聞に、子宮頸がんワクチン来年4月に勧奨再開の記事がありました。

子宮頸がんなどの原因となるヒトパピローマウイルス（HPV）の感染を防ぐワクチンについて、厚生労働省が来年4月から積極的な勧奨を再開する方向で検討している。勧奨が再開されれば、自治体は定期接種の対象者に予診票を送ることになる。

厚労省の専門部会が11月12日、国内外で有効性に関するデータが蓄積されてきたことを理由に再開を了承したことを踏まえてのことのようであります。

ここで、質問いたします。

1番目として、9月会議でHPVワクチン接種の個別周知について、国が昨年10月、全額公費負担となる小学6年生から高校1年生までの対象者に対して、個別に情報提供を徹底するように指示したことに答えて、町としては、10月上旬に個別に情報提供を行う予定であるとの答弁でありましたが、リーフレットを同封して公費助成の明確な期限の周知を行ったのか、質問をいたします。

2番目に、今回の質問趣旨であります、2013年6月に止まった積極的勧奨を来年度にも再開することとなり、これに伴う救済措置が実行されることとなると、最も幅広い9学年分となる模様であります。

全国では、数百万人規模に上る予想とのことですが、具体的には町内の該当者の方は、年齢別で何人になるのかを質問いたします。

この2点、よろしく願いをいたします。

○角井外喜雄議長 石黒健康推進課長。

〔石黒久美健康推進課長 登壇〕

○石黒久美健康推進課長 子宮頸がんワクチン接種勧奨についてとの御質問にお答えいたします。

初めに、子宮頸がんワクチン接種の個別周知について、公費助成の明確な期限の周知を行なったのかとのことですが、9月会議で議員の御質問にお答えしましたように、定期予防接種である子宮頸がん予防接種の標準的な接種期間は、中学1年生となっていることから、令和3年2月に学校を通じて対象となる女子中学生の保護者に情報提供を行っており、現在の中学2年生から高校1年生には、既に周知しております。新たに対象となる小学6年生、中学1年生の対象者343名に対して、10月8日に接種券の有効期間及び実費で接種した場合の費用などを記載したリーフレットを個別に送付し、公費助成の明確な期限の周知を行いました。

次に、平成25年6月からの積極的な勧奨を控えた期間に対する救済措置が実行されることになった場合、本町における該当となる未接種者は年齢別で何人になるのかとの御質問ですが、平成9年度生まれから平成17年度生まれの最大9学年分を対象とした場合、平成9年度生まれは48人、平成10年度生まれは63人、平成11年度生まれは66人、平成12年度生まれは188人、平成13年度生まれは197人、平成14年度生まれは202人、平成15年度生まれは201人、平成16年度生まれは179人、平成17年度生まれは195人となり、合計人数は1,339人となります。

今後、積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への対応につきましては、国の方針が決まり次第、対象者に周知してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○角井外喜雄議長 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ありがとうございます。

もし正式に決定すれば、確実にまた勧奨のほうをお願いをしたいと思います。子宮頸がんで亡くなる方は、たしか年間約3,000人というふうにお聞きしております。少しでも津幡町の女性の方が子宮頸がんにならないように、しっかりとした対応して進めていっていただきたいというふうに思いますので、お願いをいたします。

それでは、4点目の質問に移らせていただきます。

コロナ禍でのがん検診受診率の向上をというテーマで質問をさせていただきます。

2020年に胃や大腸などの5部位でがんと診断された人が、新型コロナウイルス感染拡大前の19年比で9.2%、8,154件減ったことが、11月5日、日本対がん協会などの全国調査でわかったそうです。

緊急事態宣言に伴うがん検診中止などが影響したとみられ、5つのがんで約4万5,000人の見過ごしが推定されるということで、19年比で、20年の診断減少数は、胃がんとしては13.4%、大腸がんとしては10.2%、乳がんとしては8.2%、肺がん6.4%、子宮頸がん4.8%、5がんの合計として9.2%の結果でありました。がんの診断が減ったということ自体はよろしいんですけども、結果的にはがん検診を受けなかったという点が非常に問題かと思っております。

胃がんや大腸がん、乳がんでは早期で見つかるケースが大きく減っていたという結果も聞いております。

今後、がんが進行した状態で見つかる例がふえるとみられ、死亡率増加の懸念があります。手術数も全てのがんで減り、最も幅が大きかったのは胃がんの15.7%とのことです。

2020年の診断減少数や過去のがん登録数をもとに考えると、約4万5,000人の診断が見過ごされたと推定されているそうです。当町にあってもおそらくこの比率はよく似たこととなるでしょうが、わかるようでしたら、がん別の比率の報告をお願いいたします。

また、がん検診受診率の19年、20年の比率の比較についての報告もお願いをいたします。

受診率の回復に向けた対策をどう進めるのかについて、本年3月にも質問しておりますので、その進行具合について、報告をいただければと思います。

同じく、健康推進課長に答弁を求めます。

**○角井外喜雄議長** 石黒健康推進課長。

〔石黒久美健康推進課長 登壇〕

**○石黒久美健康推進課長** コロナ禍でのがん検診受診率の向上をとの御質問にお答えいたします。

本町では、町民の健康寿命の延伸を目指し、町健康づくり基本計画を策定し、がん検診受診率の向上に努め、早期発見・早期治療につなげることで、がんによる死亡率の減少を目指しております。

初めに、がんの種類別の2019年比で2020年の診断数、減少数についてですが、診断数については、診察した医師等が都道府県へ報告しており、町では把握できないため、お示しできません。また、県でも市町単位の公表はしていないと伺っております。

次に、がん検診受診率の2019年、2020年の比率の比較についてですが、令和3年3月会議の一般質問でお答えいたしましたとおりでございます。

その2020年度受診率と対前年度の比率は、胃がんで10.7%、6.6ポイントの減、大腸がんで15.2%、7.2ポイントの減、肺がんで19.6%、10.3ポイントの減、乳がんで21.7%、5.9ポイントの減、子宮頸がんで19.3%、5.2ポイントの減でした。

次に、受診率の回復に向けた対策についてですが、本年度は、感染対策の徹底を図りながら、集団検診では3密を避けるため、福祉センターや文化会館シグナスの広い会場で実施いたしました。昨年度は6月に集中していた集団健診をコロナ禍で中止せざるを得なかった反省を踏まえ、6月から11月の各月に分散して受診できるよう実施日を設定、午後に可能な検診を導入するなど、新たな対策を行ない実施いたしました。個別検診では、町内医療機関の協力のもと、新型コロナウイルスワクチン接種日程などと調整し実施いたしました。受診率は、前年度と比較し、各がん検診とも向上しております。

今後も町民の皆様は、がん検診受診の重要性を周知しながら実態の把握を検討し、受診率の向上に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

**○角井外喜雄議長** 道下政博議員。

**○13番 道下政博議員** 答弁ありがとうございます。

がんにつきましては、現在コロナも大変な勢いで戦っているわけですが、はるかにコロナの死亡者を超える人数が、がんで亡くなっているのが事実でございます。2人に1人ががんになり、3人に1人はがんで亡くなるという時代でございます。そういう意味ではがん対策もしつかりと進めていただいまして、少しでもがんで亡くなる人が減っていきますような取り組みを今後も続けていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、私からの4点の質問を、以上で終わります。

○角井外喜雄議長 以上で、13番 道下政博議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開いたします。

〔休憩〕 午前11時52分

〔再開〕 午後1時00分

○角井外喜雄議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

5番 西村 稔議員。

〔5番 西村 稔議員 登壇〕

○5番 西村 稔議員 5番、西村 稔です。

質問に入る前に、矢田町長より来年4月の町長選挙に、現在計画中の道半ばの事業の実現のため、4期目を目指して出馬するという所信を受けまして、続投されることと思いますので、私からの要望を述べさせていただきます。

まず、町政をわかりやすく、足元に目配りをして、暮らしが楽しくなり、魅力あるまちづくりを目指していただきたい。また、若い人たちの気持ちを大事にした行政に取り組んでいただくことを強くお願いいたしておきます。

それでは、本題の質問に入らせていただきます。

2問中の1問目、町の道路除雪実施計画には、除雪は町道に限り除雪を行うとなっていて、第一次、第二次、第三次に区分されております。

第一次路線は4項目あり、3番目に学校、こども園等に通じる主要道路となっているため、津幡中学校南側の通学路は、町道ではないために除雪対象外となっております。

子供たちの通園、通学が重点課題になっているにもかかわらず、町道ではないために機械除雪を行わないと子供たちや生徒の通園、通学の安心、安全が守られないのではないのでしょうか。

雪の降らないときは通学路にして、雪が降ったら別のルートで通園、通学しなさいということだと考えます。

私はこのことが重大な問題であると思い、ことし6月議会の一般質問において、ただしたところ産業建設部長の答弁は、この道路は津幡中学校、津幡高校への通学路でもあり、地元区や津幡中学校、役場関係者と連携して利用者の安心、安全が図られるよう協議を行っていくと答弁されました。

このことについて、その後、関係者で何月何日にどこでどのような協議が行われたかをお尋ねいたします。私が言いたいことは、この道路は立派な通学道路であるため協議しなくても、当初より第一次路線の機械除雪の中に組み込んでおくべきだと思います。町道以外の区道、農道等、第一次路線に最初から組み込んでおくことが大事かと思えます。

もうすぐ積雪があると思われ、通学路として利用できなくなります。早急に10センチメートル以上積雪があった場合、機械除雪をするよう第一次機械除雪道路に組み込んでおくようお願いし、答弁を求めます。

○角井外喜雄議長 吉岡産業建設部長。

〔吉岡 洋産業建設部長 登壇〕

○吉岡 洋産業建設部長 西村議員の通学路の機械除雪についての御質問にお答えいたします。

本町の除雪につきましては、令和3年11月議会全員協議会において、令和3年度道路除雪実施計画を報告いたしました。本計画書では、除雪路線は第一次路線から第三次路線までに区分しており、民生の安定と物資の輸送を主眼とし、第一次路線を重点的に除雪を行いながら、第二次路線、第三次路線と順に除雪を行うこととなっております。しかし、町道でも冬期間通行する必要のない道路は除雪をしていません。

一方、町道以外でも住宅が建ち並ぶなど除雪が必要な区道については、区からの要望に基づき現地を確認の上、第三次路線として除雪を実施しております。

そのことを踏まえ、議員の質問にお答えいたします。

津幡中学校裏の農道の管理について、何月何日、どこでどのような協議したのかとのことです。現在のところ、具体的に除雪や管理に関する協議は行っておりません。

町道以外の区道や農道にはそれぞれ管理者がおります。その管理者から区道や農道の修繕や改良につき相談・要望があれば、町からの補助金に関することや材料支給に関することなど必要な対応について、管理者と随時協議を行っております。先ほども申し上げましたが、除雪に関しても道路管理者から要望があれば、必要に応じて除雪を検討しています。

例年、12月上旬には各区長へ道路除雪の協力依頼を案内し、12月に開催される区長会総会の後、各区長から区内の除雪に関して要望・相談を受けています。ことしも12月17日に区長会総会が開催される予定なので、その際に地元関係区長と協議したいと思います。

しかしながら、機械除雪作業については、町内約261キロメートルの除雪路線を限られた除雪機械で効率よく実施しなければなりません。そのため、真に必要な道路について除雪をすることが重要と考えます。

冒頭にも申し上げましたが、町道でも冬期間通行する必要のない道路は除雪をしておりません。学校への通学については、必ず通らなければならない道路については除雪しておりますが、距離や時間に大きな違いがない別の除雪された道路があるのであれば、その道を利用して通学していただきたいと思います。

今後も必要があれば、引き続き地元区や関係機関及び役場関係各課とも連携しながら、区道・農道の管理等について対応してまいります。

以上です。

○角井外喜雄議長 西村 稔議員。

○5番 西村 稔議員 再質問をさせていただきます。

先ほど部長さんが言われたように、町道以外でも生活に必要なところは、除雪計画の中に取り込んで除雪をしていると、こういう話なんで、農道、区道を問わずに、必要な道路は除雪すると、こういう方針だと思いますけども、津幡中学校南側道路に関しては、あくまでも区長さんの要望があれば協議しますよと。これは皆さん御存じのとおり、雪がたくさん降ると、それから協議しとったら間に合わないわけで、雪がたくさん降ったからほかの道を通れて、そんな感じなんですけども、なぜわずかな道路を機械除雪の中に組み込めないのか。防災備蓄倉庫とか、そういったものに関しては、地震とか津波とか想定外のことが起きるんじゃないかということで、カンパンを備蓄して1年後にはそれを捨てたりしてきて、新しく補充しているようなことまで気を使っているのに、毎日通っている道路に雪が降ったから通れなければ、ほかの道路を近い距離が変わらんから通れと、その辺の考え方というのは改められないのか。

もう一度、お願いします。

○角井外喜雄議長 吉岡産業建設部長。

〔吉岡 洋産業建設部長 登壇〕

○吉岡 洋産業建設部長 今ほどの西村議員の再質問にお答えいたします。

先ほども答弁の中でお答えいたしました。町道以外でも区道につきましては、区の要望につき現地を確認の上、第三次路線として実施していると確かに答えました。また、津幡中学校裏の農道だけではなく、そのほかの区道、農道についても同じような条件で、住宅が建ち並ぶなど除雪が必要な道路があるのであれば、地元区長と協議し、現地を確認の上、実施するものと考えております。しかしながら、これも先ほど答弁の中でお答えいたしました。もしその区道や農道とあまり距離や時間の変わりのない除雪された道路があるのであれば、そちらを通行していただきたいというふうにお答えいたしました。

以上でございます。

○角井外喜雄議長 西村 稔議員。

○5番 西村 稔議員 再々質問をさせていただきます。

そういう津幡中学校へ通学するために、何も変わらないような道路があるのならば、そこを生徒に通らないように最初から指導をしておくべきなんですけど、通っている現状はあるわけなんです、体裁よく区長と協議してという、協議しとったら役場の前で20センチメートルも30センチメートルも雪が降れば、中学校の後ろも30センチメートルは降るのは、これは当然のことなので、その当たり前のことをいちいち区長さんと呼んで、話し合ってからできないと、その考えがちょっとやっぱり、改めるべきだと思うんですけど。それと私には、6月会議で協議しますということなんですけど、これはあくまでも降って通れなくなったら協議するんですか。そういう愚かな協議をしないで、もう最初から役場の前で20センチメートルも30センチメートルも雪が降ったら、中学校の後ろも除雪するというふうにしてもらいたいんですが、いかがなものでですか。

○角井外喜雄議長 吉岡産業建設部長。

〔吉岡 洋産業建設部長 登壇〕

○吉岡 洋産業建設部長 今ほどの西村議員の再々質問にお答えしたいと思います。

区道や農道の除雪につきましては、やはり地元の区長なりそういう道路管理者よりまず要望があり、それを踏まえた上で、現地を確認して必要と判断されれば除雪をするもので、これまでもそのように扱ってまいりました。なので、ここだけ特別扱いするという事は、まず考えておりません。しかしながら、協議の上、必要ということが判断されれば、当然除雪をするということに関しては検討できると思いますか、除雪に関しても検討できると考えております。また、雪が降ってからでないと協議しないのではないかというふうなことをおっしゃっていましたが、先ほどの答弁にもありますように、12月17日に区長会総会が開かれますので、その後に関係区長と協議をさせていただきたいというふうにお答えしておりますので、御理解をお願いいたします。

○角井外喜雄議長 西村 稔議員。

○5番 西村 稔議員 先ほども町長さんにもお願いした、足元に目配せして暮らしが楽になる、こういう行政をやっていただきたいということでお願いしてありますので、これ以上言っても仕方ないので、2番目の質問に移らせていただきます。

農業委員会の開催については毎月開催されていて、農地法、農政法、農振法について協議、諮

問されていることと思います。さらなる発信を取り組んでいただけないか質問いたします。

委員の方々は、農業全般にわたっていろいろと熟知していることと認識しております。

最近ではコロナの中、燃料や野菜、果物などが高騰して、消費者は非常に痛手を負っていることは御承知のとおりであります。

家庭菜園で簡単に野菜を栽培したり、幼稚園児や保育園児もサツマイモ掘りを行ったり、学生の稲刈りといった行事を行っていることもあり、楽しさや魅力を感じている子供たちも少なくないと思います。

そこで、質問いたします。

家庭菜園でも栽培できる四季折々の栽培指針だよりを作成してはいかがでしょうかと思います。

矢田町長も体験型観光交流公園をつくって、子供たちが将来において少しでも農業に魅力を感じるよう願っておられます。そのことを十分理解していただき、栽培指針だよりを発刊してはいかがでしょうかと思います。

野菜づくりの魅力の後世まで存続させ、誰もが人間の食生活に欠かせない健康の源であります。

野菜づくり等に精通した委員や女性の委員もおいでになることでありますが、農業の体験を生かした幼児の将来、未来へのかなめに野菜づくり指針や料理のレシピ、野菜の保存方法等を委員会だよりに掲載、検討してはいただけないでしょうか。

毎月の農業委員会でこのような野菜づくり等に議論したことがあるかをお答え願います。

この野菜づくりに関する資料が毎月、委員会だよりか町広報に掲載されれば、町民の方々の目にとまり、このコロナ禍の中での少しでも生活環境にゆとりと安らぎにつながるとは思います、いかがなものでしょうか。

幼児、学生、全ての方々が、農業に関心を持ち、発刊される委員会だよりを楽しみにする町民がふえると思います。

地域の土壌に合致して根付いた特殊な野菜を栽培している方もおられます。産業振興課ではどのような野菜が一番栽培しやすいかをお伺いいたします。あるとすれば、その野菜は何ですか、お答え願います。

また、委員会では今後、野菜をブランド化して野菜の生産地化を発信する考えがあるかをお伺いいたします。

**○角井外喜雄議長** 本多産業振興課長。

[本多延吉産業振興課長 登壇]

**○本多延吉産業振興課長** 農業委員会発信の野菜づくりに関しての御質問にお答えいたします。

津幡町農業委員会は、農地の権利移動についての許認可や農地転用を中心とした農地に関する事務を初め、耕作放棄地の発生防止、新規参入の促進等、さまざまな活動を行い、津幡町の農業の発展に尽力しております。

毎月開催しております農業委員会の会議においては、活動報告の中で、水稻の生育状況、荒廃農地の状況、相続や離農等の相談に関する事など、さまざまな課題について情報共有し、問題解決の一助としております。

例年、農業委員会では、町民の皆様に農業への関心をもってもらうことを目的とした地元の農産物等を使用した料理教室や、農業者の皆様に元気に農業を続けてもらうための健康づくり講座等を開催してはいたしましたが、近年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講座の開催を自粛

しております。

家庭菜園でも栽培できる四季折々の栽培指針だよりにつきましては、昨今では、テレビや雑誌、インターネットで情報収集して栽培の方法などを調べるなど、個々がそれぞれの形で家庭菜園を楽しまれていると思われます。よって、農業委員会で改めてだよりを発刊することは、今のところ考えてはおりません。

次に、農業委員会としてどのような野菜が一番栽培しやすいかとのことですが、農業委員会において、過去に特定の野菜の栽培のしやすさについて、議題となったことはありません。

次に、野菜のブランド化・産地化につきましては、町内における農家は主に水稲により営農しており、農業委員会として、特定の野菜の産地化及びブランド化は、現段階では検討しておりません。しかしながら、今後、意欲ある生産者からの要望により、その農産物が地域に浸透し、特産品として育てようという機運が高まるようであれば、県やJAといった関係団体と連携し、生産団体等の支援も検討するなど、津幡町の農業の活性化に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○角井外喜雄議長 西村 稔議員。

○5番 西村 稔議員 農業委員会の毎月開催されている中身については、私も存じているのですけれども、さらなることで農業の発展につながればいいかと思ひまして、野菜づくり等を検討していただけないかということをお願いしたわけなので、また今後さらに精進していただくよう、よろしく願いいたします。

これをもって、私の一般質問を終わります。

○角井外喜雄議長 以上で、5番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

次に、4番 八十嶋孝司議員。

〔4番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○4番 八十嶋孝司議員 4番、八十嶋です。

今回は2問にわたって質問させていただきます。

まず、質問の1番目でございます。

水道管の現状と耐震化について、お尋ねいたします。

水道は、私たちの毎日の生活にはなくてはならない重要なインフラでございます。

日本の水道管の多くは昭和40年から50年代に整備され、以後40年余り過ぎており、全国的にも水道管の老朽化が進んでいることから、耐震化を含めていかに水道インフラを守っていくか、今後の重要な課題ともなっています。

このような中ですが、全国では老朽化により水道管の事故が発生しています。

御存じのように本年10月には、和歌山市の紀の川、これは幅約560メートルほどですけれども、にかかる直径90センチメートルの水道管が破断いたしました。これにより約6万世帯で1週間ほど断水が続き、住民生活に多大な影響が出たこと。

そしてまた、1975年に建設され耐震化工事は終えているとのこと。潮風や雨水、鳥のフンなどによる腐食があったとみられると報道されていました。

そしてまた今もまだ、この事故の復旧のために並行してかかる橋に影響があり、現在も通行どめになっている状況にあるとのことでもあります。この事故を受け、厚生労働省は全国の水道業者に水管橋の点検を早急に求めたことも報道されていました。厚生労働省のホームページには、日

本の水道普及率は97%を超え、市民生活や社会経済活動に不可欠の重要なライフラインとなっていること。そのため地震等の自然災害、水質事故等の非常事態においてもその基幹的な水道施設の安全性確保や重要施設などへの給水の確保、そして、さらに被災した場合でも速やかに復旧できる体制の確保などが必要とされているとあります。

そしてまた一方で、水道施設の耐震化の進捗状況については、令和2年3月末現在、水道施設の基幹的な管路の耐震適合性のある管の割合は約40.9%であり、まだまだ地震に対する備えが十分であるとは言えない状況とも厚生労働省は報告しています。

そこでお尋ねいたします。

和歌山市での事故については、その川幅と並行しまして約560メートルの水道管にバイパスをつけることにより水道水の流れを分散でき、断水世帯を少しでも防げたのではとの報告もあります。このような視点から当町の上水道施設の概要図を見た場合、例えば浅田から東荒屋までの本管は1本であります。また、平谷から笠谷配水区の管路についても1本となっています。本管の万一の事故に備えてバイパス化の必要についての考えはどうか、まずは1点、お尋ねいたします。

次に、耐震化についてお尋ねいたします。

点検や修繕は各市町が定期的に取り組んでいると思われませんが、老朽化の抜本的な対策には設備の取りかえや耐震工事が不可欠でもあります。水道管の法定耐用年数は40年とされていますが、当町での耐震化の現状はどうか、さらに耐用年数を超える割合は当然ながら今後増加していきます。

一方で、今後人口減少に伴って更新の財源となる水道料金の収入は当然減少していくことが予想され、この財源確保についても、私は大変気になるところです。

以上の点を踏まえ、当町の水道管の現状、そして耐震化の考えを産業建設部長にお聞きいたします。

**○角井外喜雄議長** 吉岡産業建設部長。

〔吉岡 洋産業建設部長 登壇〕

**○吉岡 洋産業建設部長** 八十嶋議員の水道管の現状と耐震化についての御質問にお答えいたします。

本町が管理すべき水道管の延長は、5つの井戸からくみ上げた水を浄水場まで送る導水管が、約1.7キロメートル、送水ポンプ場から各配水池に送水する送水管が、約15.7キロメートル、配水池から各家庭まで送る配水管が、約313.9キロメートル、総合計331.3キロメートルあります。

本年10月に発生した和歌山県の水管橋の崩落事故を受け、同月に厚生労働省から点検を行うよう指導があり、本町においても急遽水管橋の点検を行いました。その結果、本町には和歌山県のような基幹管路の単独で河川を渡している水管橋は存在していませんでした。しかしながら、万が一を想定し、橋梁に添架している水道管等の一斉点検を実施し、おおむね良好な状態であることを確認しています。

議員の御指摘の箇所は、いずれも1本のルートで山間部に送られていますが、管径は300ミリメートルや200ミリメートルで、比較的小口径の水道管であります。バイパス管とは、同じ管径を並列し、有事の際に備える方法ですが、小口径の水道管は、資機材を容易にそろえることが可能であり、万が一の場合でも、短期間で応急復旧することができることから、バイパス管になっ

ていないことを御理解願います。

次に、耐震化につきましては、本町では、老朽化した水道管の更新時に耐震管へと改修し、耐震化に取り組んでいるところです。

本町の令和2年度末の基幹管路42.0キロメートルのうち、耐震管の延長は17.6キロメートルで、耐震化率は41.8%であり、全国平均の40.9%より若干高いものの、法定耐用年数40年を経過した水道管は66.2キロメートルあり、耐用年数を超える水道管も増加していくため、計画的な更新が必要となります。

将来的には、人口減少による水道料金の減少も想定され、耐用年数を超える水道管の更新の財源確保が重要な課題となっており、現在、国庫補助事業など有利な財源を確保しながら、効率的に整備計画を進めているところです。あわせて今後増加が見込まれる施設の老朽化に対応すべく、健全な水道事業経営にも取り組んでまいりますので、御理解をよろしく願います。

○角井外喜雄議長 八十嶋孝司議員。

○4番 八十嶋孝司議員 耐震化については、ぜひ計画的に行っていただきたいと思います。

水道料金のことについてですけれども、人口減少に伴って、その料金もそんなにふえないということも想定されます。そしてまた、近年は非常に洗濯機とかトイレの機器に関しましても非常に節水の機器が、性能がよくなっているということで、普及が広まっている現状にあるかと思えます。それもまた一つ、水道料金の減少につながっていくとも思われます。ですから、今後そういう料金の減少に関しましては、そういうことも拍車をかけている現状があると思いますので、また計画的に課題として取り上げていただければなと思います。

それでは、質問の2番目に移らせていただきます。

農業用ため池の管理ということで質問いたします。

冒頭、町長の御挨拶にもございましたけれども、非常に笠池ケ原の池に関しましては、あの地区でも非常に関心のある出来事なので、それについてちょっと御質問いたします。

11月27日に笠池ケ原にある、これは通称、新三郎ため池と言うんですけれども、堤防が崩れる事故がございました。私は、ちょっと身内に不幸がありましたもので、この日には行けなかったんですけど、町のほうからちょっと電話がありまして、その水門をちょっと開けてくれと、笠野川と津幡川のちょうど境に田屋の水門がありますので、おそらくため池の水を抜くということで、私に電話がありまして、それでちょっと気がついたことがありました。

そういうことは、ちょっと別にして、現場には行けませんでしたので、翌日、事故現場に行きましたが、報道のとおり堤防は長さ約30メートル幅5メートルにわたって農道ごと大がかりに崩れており、土砂が下流へとかなり流出されていることが伺えました。

既に、私が行きました時は、ため池の水は排出されて底が見える状態でしたが、幸い農繁期を終えたとはいえ、堤防は山間を行き交う農道としても利用されています。不便は察するものがあり、来年の農作業への水源確保、そしてまた、安全な農道として一刻も早い復旧を望むものであり、町関係者方は無論のこと、皆様には本当よろしく願いますのでございます。

たまたま防災士の方がいらっしゃいまして、その方の話を聞けば、数年前、この笠谷地区の池に関する調査をしたことがあるということで、今回この池が崩落した場合、下流の鳥屋尾地区に被害が出ることも予想されていたということも身近に聞くことができました。

山間地の高い地域につくられたため池でもあり、災害時の被害をこれは予想したのではないか

など、防災士の方のお話でございました。

さて今回、国、町、消防の迅速な対応で水を抜くことができたこと、そしてまた、下流の鳥屋尾地区の5世帯9人の方が公民館に避難されたこと、それぞれの対応が迅速に図られ、何分、人的に被害がなかったことは大変よかったと思っております。また、事故現場の感想から私の区にも幾つかのため池がございます。この点検のあり方なども私は検討していくことが必要と考えています。

さて、平成30年の7月の豪雨や近年の豪雨により、多くの農業用ため池が被災し、全国で甚大な被害が発生しました。このことから農業用ため池の情報を適切に把握して、決壊による災害を防止するため農業用ため池の管理及び保全に関する法律が制定されております。加えて、防災上重要な農業用ため池を都道府県が指定する制度も始まり、その内容については、決壊による水害、そして、その他の災害により、周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を、都道府県が特定農業用ため池に指定するものでございます。

そこでお尋ねいたします。

まず、1番に早速ですが、笠池ヶ原の事故の復旧について。そして、町内のため池の安全策について、まず1点。

2点目、県は特定農業用ため池を指定することができるが、当町における特定農業用ため池はどこで何カ所あるのか。

3番目に、平成30年7月豪雨等から農業用ため池の管理及び保全に関する法律が制定されたことにより都道府県に届け出が義務づけられましたが、区や団体あるいは町民にどのように周知徹底を図っているのか。

以上の点について、産業振興課長にお聞きいたします。

**○角井外喜雄議長** 本多産業振興課長。

[本多延吉産業振興課長 登壇]

**○本多延吉産業振興課長** 農業用ため池の管理はとの御質問にお答えします。

町において、営農に供用している農業用ため池は、令和3年3月の時点で241カ所であります。そのうち、機能の低下や漏水が著しいもの、人家などに影響が想定されるものについては、地元と協議をした上で県営老朽ため池整備事業などにより、ため池33カ所を順次整備に取り組んできたところであります。そのほかのため池につきましても地元からの要望により簡易な改修等を行ってまいりました。

今年度は、県営事業において御門池、大谷内池、津幡大池の大きなため池の改修を行っているところです。また、ため池関係集落より3カ所の改修要望をいただいております。現在、関係者と調整中であります。今後も地元からの改修要望等についても随時、県と連携し対応してまいります。

1点目の笠池ヶ原のため池の復旧と町内ため池への安全策についてお答えします。

笠池ヶ原の新三郎池の復旧については、まずは被害が拡大しないように応急工事の準備を進めています。本復旧については、少しでも早く、また町及び地元にとって極力負担の少ない補助事業に採択されるよう、現在石川県と協議しているところです。

また、町内のため池への安全策につきましては、年2回、農地・林地防災月間の際に、県と町でため池の堤体の状態などの点検を実施し、安全管理に努めているところです。さらに今回のこのような事態を受け、石川県では、石川県全域の農業用ため池の緊急点検を実施することといた

しました。津幡町でも至急、ため池の関係する全集落に対して点検を依頼し、点検の結果について12月9日までに報告を受ける予定となっております。

2点目の特定農業用ため池はどこで何カ所あるのかについてお答えします。

特定農業用ため池は、決壊により浸水が想定される区域内に住宅等があり、居住者等の避難が困難になるおそれのあるため池を都道府県知事が指定することとされています。浸水想定区域のうち、貯水量や人家との水平距離など一定規模以上のもので、津幡地区4カ所、中条地区5カ所、笠谷地区38カ所、英田地区11カ所、河合谷地区2カ所、俱利伽羅地区29カ所、合計89カ所のため池が指定されております。

3点目の農業用ため池の都道府県への届け出を区や団体あるいは町民にどのように周知徹底を図っているのかについてお答えします。

令和元年7月1日施行の農業用ため池の管理及び保全に関する法律の規定に基づき、ため池管理者は都道府県知事にその設置の届け出を行うものであります。この法律では、ため池管理者である生産組合等に草刈りや点検などの管理を行っていただくとともに、大雨や地震の後に、異常があった場合は町へ緊急連絡することとなっております。また、堤体部の掘削や竹木の植栽をする場合などは事前に県の許可が必要となります。

町では、令和元年度において、ため池の管理者である生産組合等から241カ所全ての届け出を受理しており、適正な管理を実施できる体制を構築しております。またホームページにおいても、ため池管理者へのお願いとしまして、国のため池管理マニュアルを掲載し、誰でも閲覧できるようにして周知を図っております。さらにため池が決壊したときの備えとして、浸水範囲などがわかるため池ハザードマップを平成26年度及び27年度に対象地区へ配布し、地域住民の防災意識の向上も図っております。

今後も地元関係者と連携して農業用ため池の適正な保全管理に努め、国・県等の関係機関とも連携しながら農業者の営農環境の整備に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

○角井外喜雄議長 八十嶋孝司議員。

○4番 八十嶋孝司議員 細かくありがとうございました。

私も現場へ行きまして、非常に高い所にあるため、ため池というのは高い所にあると言う人もおいでますけども、地理的にも少し難しいような所にあると思います。きのうも区長さんともお話しする機会が、電話でもあったんですけども、地元負担とかそういうものも発生するのかということもちょっと気にしていらしたので、ないとは思いますが、そんなことを含めて、また今後お願いしたいと思えますし、あの地域は、早くから法人の営農組織をつくって、人口減少の中で頑張っている地域でもございますので、ぜひまた、来年の作付等も含めて、非常に心配していらっしゃる面もございますので、ぜひまた、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、私から2問、終わります。

○角井外喜雄議長 以上で、4番 八十嶋孝司議員の一般質問を終わります。

次に、10番 塩谷道子議員。

〔10番 塩谷道子議員 登壇〕

○10番 塩谷道子議員 10番、日本共産党の塩谷です。

きょうは3問について、質問いたします。

まず、第1問、福祉灯油を求めるということです。

12月3日の新聞で、福祉灯油の動きがあったことを知りました。大変ありがたいことで、よくぞ思い切った制度を導入して下さったと感謝しています。まずはその取り組みに対し、お礼を申し上げます。

福祉灯油を求めるという一般質問は、既に考えていましたので、このまま申し述べたいと思います。よろしくお願いたします。

現在、ガソリンや灯油の値段が上がっています。ガソリン1リットル165円、灯油1リットル102円です。ガソリンが上がっているのも大変困りますが、灯油が高くなっているのはもっと困ります。困窮家庭はもろに灯油の値上がりをかぶり、これから先、寒さが厳しくなるのにどうすればいいのかと頭を抱えています。

灯油が上がって困るのは、ハウス栽培をしている人たちもそうだと思います。また介護施設や保育園なども困るのではないのでしょうか。軽油が値上がりして困るのはトラックなどの大型運転手がそうでしょう。灯油が値上がりして困るのは誰なのかははっきりつかんでほしいと思います。

困っている人がわかれば助成を検討してほしいと思います。1世帯ごとに幾らという助成をするのもよし、何円以上は支払わなくてもいいというのもよしで、この灯油が高騰を続けている間は助成制度を続けるようにしていただきたいと思います。

灯油が高い間は、困窮家庭ではストーブがつけられず、あるいはつけたけれども食費を削らねばならないなどの問題が出ます。一刻も早く問題解決していただきたいと思います。

町長にお尋ねいたします。

○角井外喜雄議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 塩谷議員の福祉灯油についての御質問にお答えいたします。

11月16日に国の経済対策といたしまして、原油価格高騰対策に取り組む地方公共団体が、生活困窮者等に対して灯油購入費の助成などを行う場合、財政支援として特別交付税措置が講じられる旨の連絡が県からありました。これを受けまして、町では、灯油などの店頭価格が大幅に引き上げられている状況を踏まえ、平成19年度と20年度に実施いたしました灯油購入費助成事業を参考に、早期の実施に向け、検討していたところでございます。

本町が、石川県石油販売協同組合河北支部津幡ブロックと単価契約しております灯油価格の推移を参考にいたしますと、令和3年11月、先月ですけれども、の価格が1リットル当たり105円、1年前の11月は71円となっております、約1.48倍に上がっております。

近年、暖房器具の電化が進んでいるとはいえ、石油ストーブを利用している状況等を検討した結果、本町としましては、本格的な冬を迎えるに当たり、早急な対応が必要と判断し、灯油購入費助成事業を行うことといたしました。

助成対象者は、町民税非課税世帯で、生活保護世帯を初め、高齢者のみの世帯や児童扶養手当受給世帯などで、1世帯当たり5,000円助成するものでございます。

助成方法といたしましては、令和3年12月から令和4年3月までの灯油購入時の領収書などを申請書とあわせて提出していただき、口座に振り込む償還払いにする方法を予定しております。

以上、申し上げましたとおり、本町における経済対策の支援策として福祉灯油助成事業を進めておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○角井外喜雄議長 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 さきにも述べましたように、福祉灯油の制度をつくっていただきましたこと、大変感謝いたしております。ありがとうございました。

では、2問目に移りたいと思います。

2問目は、スズメバチの巣駆除に助成をとということです。

近所の高齢者からお手紙をいただきました。

次のような内容でした。

先日、畑の蜂の巣の駆除をお願いしたら2万円近くの出費でした。年金暮らしにはこたえます。ほっておいて空になるのを待っておればよかったです。ハローワーク近くで、朝夕犬の散歩ありで、かなり人が通ります。私は気づかなかったのですが道行く人がうるさいのです。以前コンポストに補助金が出ていましたが、昨今、畑も高齢化が進んでいます。この助成金をぜひ蜂の巣駆除にできたらどうでしょう。御検討ください。

こういう内容でした。

蜂の巣と言っても、スズメバチの巣もあります。業者にとってもらわないと危ないのです。巣が見つかったら放っていくわけにもいかず、駆除を業者に頼めば2万円近くの出費になれば痛いなあと思います。どうかこの方のおっしゃっているように助成金を出してください。

生活環境課長にお尋ねいたします。

○角井外喜雄議長 中嶋生活環境課長。

〔中嶋徹郎生活環境課長 登壇〕

○中嶋徹郎生活環境課長 蜂の巣駆除に助成金をとの御質問にお答えいたします。

蜂の巣に関しましては毎年20件程度問い合わせがあり、消防本部で実施している防護服の貸し出しや、河北郡市内で蜂の巣駆除を行っている業者をご紹介します。

蜂の巣の駆除につきましては、土地、建物の所有者や管理者の責任において対応するものと考えており、駆除に対する助成につきましては、現時点では考えておりませんので御理解をお願いいたします。

蜂の巣につきましては、早期発見・早期駆除が重要ですが、それ以前に蜂に巣を作らせないことも重要であり、蜂が巣を作り始める前の予防スプレー散布など、効果的と思われる予防策について、広報紙などで周知を図ってまいります。

なお、コンポストに対する補助金につきましては、家庭用生ごみ処理機器設置事業補助金として平成11年に創設され、今でも実績がございます。この補助金は生ごみの減量化を促進し、町民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る趣旨で設けられているものであるため、この補助金を蜂の巣駆除の助成金に置きかえることは考えておりません。

以上でございます。

○角井外喜雄議長 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 再質問はいたしません。蜂の巣が見つければ、業者にとってもらうことが多いと思います。2万円もといったら年金者にはこたえる金額です。助成金が出ないと大変つらいと思います。この方は高齢者の方でして、女性ですので、いろいろなものを貸してもらってもちょっと自分でとるのは大変かと思います。80歳くらいだったかと思います。大変残念

なことですが、また考えていただければと思います。

3番目の質問に移ります。

補聴器に助成制度をとということです。

長野県南木曾町では、ことしの4月から補聴器助成制度が始まりました。同町の補聴器助成制度の対象者は65歳以上の町民で高度・重度の難聴者向けの補装具支給対象者を除きます。所得制限はなく、助成額は購入費用の2分の1で、上限は3万円です。交付手数料は助成されますが、専門医の意見書が必要で、言語聴覚士か専門技術者の常駐する販売店で購入が条件です。

難聴が認知症の最大危険因子となっているそうです。WHO(世界保健機構)の基準で、26デシベル以上を難聴とした場合、65から69歳で3～4割、70代で4割、80代以上で8割になります。社会的な孤立などを解決するためにも補聴器の利用が一番簡便な方法だと思います。補聴器の調整には半年かかる場合もあるので、しっかりした訓練をしながら必要な聴力を確保し、コミュニケーションがとれるようにしなければなりません。

2019年12月会議の一般質問で同じ質問をしたところ、身体障害者手帳をお持ちの方を対象に、補聴器の購入費と修理費の補助を行っているという回答がありました。しかし、身体障害者の障害特性を調べると聴覚障害者の場合、高度難聴と重度難聴ということがわかりました。

もう少し詳しく言いますと、2級で、両方の耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上、両耳全聾ということです。

3級で、両耳の聴力レベル90デシベル以上のもの。耳介に接しなければ大声で話す言葉を理解しえないものです。

4級は、両耳聴力レベル80デシベル以上のもの。耳介に接しなければ話し声で話すことが理解しえないもの。あるいは、両耳による普通話し声の語音明瞭度が50%以下のものです。

5級は、なしでした。

6級は、両耳聴力レベル70デシベル以上のもの。40センチメートル以上離れて発声された会話で話す言葉が理解できないもの。2つ目として、一方の耳の聴力レベル90デシベルと他方の耳の聴力レベルが50デシベル以下のものとなっています。

だから、南木曾町の要綱には、高度・重度の難聴者向けの補装具支給対象者を除きますとなっているのです。津幡町の助成対象の事業を見ていると、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成というのがあって、18歳未満で両耳の聴力レベル30デシベル以上、70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならないものが対象になっています。これは児童です。つまり高齢者になって聞こえが悪くなった方への補聴器の助成はないということになるのです。

30デシベルから70デシベルの中等度難聴になっている方に、何とか補聴器を持ってもらいたいという思いなんです。高齢になれば聞こえが悪くなる人がふえてきます。値段に左右されずに、補聴器を買うことができれば社会的孤立からも救われます。助成があればやってみようかなという気持ちにもなれます。高度難聴や重度難聴になってからでは遅いのです。一刻も早く補聴器にたどり着けるように応援をお願いいたします。

健康福祉部長に答弁をお願いいたします。

○角井外喜雄議長 羽塚健康福祉部長。

〔羽塚誠一健康福祉部長 登壇〕

○羽塚誠一健康福祉部長 補聴器購入に助成をとの御質問にお答えいたします。

聴力機能の低下は、日常生活を送る上で不便が生じ、家族や友人とのコミュニケーションにも大きく影響します。また、聞こえづらさから、社会参加や地域交流の機会が減り、閉じこもりによるフレイルや、認知症も発症要因の一つとも言われています。

現在、本町では、障害者総合支援法に基づき身体障害者手帳をお持ちの方を対象に、補装具の交付事業として、補聴器の購入費及び修理費の補助を行っています。また、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児の補聴器の購入に要する費用の一部の助成も行っています。

高齢に伴う身体の機能低下には、聴力のほか、視力、筋力などさまざまであり、日常生活への影響度合いにおいても、個人差があります。そして、生活する上で必要な器具も補聴器、眼鏡、歩行補助のシルバーカーなど、用途や機能が多種多様に及びます。

このようなことから、令和元年12月会議においてお答えしましたとおり、現時点におきましても、公平性も考慮し高齢者を対象にした補聴器購入費助成制度の導入は考えておりません。

補聴器のほか、眼鏡など使用が治療や療養が目的となっている場合には、購入費用が医療費控除の対象となります。

今後とも生活に不便を感じている方が安心して生活していただけるよう、補装具の交付事業など、既存の事業の普及啓発を行っていきますので、御理解をお願いいたします。

○角井外喜雄議長 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 再質問いたします。

軽・中等度の方に補助があると言われましたが、どれだけあるのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。それから、もう一つ、公平性が保てないからと言われたと思うんですけども、それについてもお聞きしたいと思います。公平性が保てないというのはどういうことなのかということをお願いします。

○角井外喜雄議長 羽塚健康福祉部長。

〔羽塚誠一健康福祉部長 登壇〕

○羽塚誠一健康福祉部長 まず、1問目の軽・中等度難聴児の補聴器の購入費の助成については、通告にありませんので今お答えできません。もう1点、公平性と言いましたが、先ほど申し上げましたが、いろいろな身体度合については、個人差もありますし、生活する上で必要な器具もそれぞれ違います。また、いろいろな補助を考えなければならないこととなりますので、そのことも含めまして、バランスなどを考慮いたしまして、現時点で公平性ということでお答えさせていただきました。

以上です。

○角井外喜雄議長 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 先ほどの公平性というのはよく理解できないので、必要な方に必要なものをということなのではないかと思います。そこら辺が不明確なので、また考えてもらえるとうれしいなと思っています。私がお願いしているのは、高齢者になって中等度難聴になった方への補助金なのです。高齢者の方で普通の話し声では通じにくい方がおられます。こういう方への補助金です。高度・重度難聴になってからでは遅すぎるので、何とか間に合うようにと思っていますが、ちょっと残念です。また、お考えいただければと思います。

これで、私からの一般質問を終わります。

○角井外喜雄議長 以上で、10番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

この際、議場内換気のため暫時休憩いたします。午後2時20分から一般質問を再開いたします。

〔休憩〕午後2時08分

〔再開〕午後2時20分

○角井外喜雄議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

3番 竹内竜也議員。

〔3番 竹内竜也議員 登壇〕

○3番 竹内竜也議員 3番、竹内竜也です。

通告した順序に従い4項目について質問いたします。

まずは、若年層の投票行動と投票率についてです。

2014年に国民投票法が改正され、4年間の経過措置を経て18歳以上が投票権を得ることとなりました。これに追随する形で公職選挙法が改正され、18歳選挙権が実現し、2016年7月の参議院議員通常選挙において、初めて10代の有権者が国政選挙に参加しています。

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられてから5年が経過していますが、若年層の投票行動や主権者としての意識に変化はあったのでしょうか。

そこで質問いたします。

町ホームページでは、令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙、平成31年4月21日執行の当町議会議員選挙、同年4月7日執行の石川県議会議員選挙、同30年3月11日執行の石川県知事選挙、同29年10月22日執行の衆議院議員総選挙について、年齢別投票率を確認することができます。

その中から、公式データとして令和元年7月の参議院議員通常選挙・選挙区の投票率を参照すると、18歳から19歳が44.44%、20歳から24歳が20.37%、25歳から29歳が32.14%、30歳から34歳が43.59%、35歳から39歳が40.38%となっています。

これらと、最も高い70歳から74歳の73.73%、次に高い75歳から79歳の69.88%を比較すると、若年層の投票率の低さが際立っています。

一般的な傾向として、高等学校などにおける主権者教育や、初めての選挙に対する高揚感などから18、19歳が比較的高くなり、それに続く20から24歳の層では急激な落ち込みが見られることが指摘されていますが、このような傾向は当町でも同様であるといっていいいでしょう。

公職選挙法では、選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めることを基礎自治体の選挙管理委員会に求めています。

つまり、社会の一員としてその形成に参加する意義を理解いただくこと、総じて主権者意識の醸成ということになるのですが、社会的意思決定の力を涵養することの重要性が説かれているということなのでしょう。

18歳選挙権が導入されてからこれまでの間、10月末日に執行された衆議院議員総選挙を含め投票機会が7度あったかと思いますが、特に18、19歳及び、20代、30代の若年層の投票行動について、どのように分析されているのでしょうか。

また、投票率を向上させるための効果的な取り組みについて、どのようにお考えでしょうか。

以上、町選挙管理委員会書記長でもある総務課長にお聞きいたします。

○角井外喜雄議長 酒井総務課長。

〔酒井英志総務課長 登壇〕

○酒井英志総務課長 竹内議員の若年層の投票行動と投票率についての御質問にお答えいたします。

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における若年層の投票率は、18歳～19歳が44.44%、20歳～24歳が45.83%、25歳～29歳が34%、30歳～34歳が46.15%、35歳～39歳が51.22%となり、いずれも全体の投票率の59.74%を下回っております。

また、過去の選挙の投票率も同様に、若年層の投票率は総じて低い傾向にあります。

この結果から若年層の投票行動を分析すると、さきの衆議院議員総選挙を除く最近の選挙では、若年層において20代の投票率が低くなっております。議員の御質問の中に、20歳～24歳の層では急激な落ち込みが見られるとの内容がございましたが、本町においても例外ではなく20代の投票率の落ち込みが目立ちます。

本町では、これまでに若年層の投票率向上への取り組みとして、町内の各小学校や子供会主催のつばた子どもフェスティバルにおいて模擬投票体験教室を開催しており、未来の有権者である小学生を対象に、模擬投票等の選挙啓発を通じ、選挙・政治に対する意識の向上を図っております。また、若年層の投票率向上が、町全体の投票率向上につながることから、若年層の投票率向上に向けて、より効果的な取り組みを行うことが重要であると認識しております。効果的な取り組みの一例としては、期日前投票所バスの実施や若年層により多く活用されているFacebook、LINE及びTwitterによる投票の啓発が挙げられますが、導入自治体における効果を参考に、本町での導入を検討してまいりたいと思います。

今後は、若年層の投票率向上、ひいては町全体の投票率向上に向けて、他自治体の取り組みを参考にしながら、さまざまな投票率向上策について調査・研究してまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上です。

○角井外喜雄議長 竹内竜也議員。

○3番 竹内竜也議員 再質問ではありません。

今ほど御答弁の中で、期日前投票バスとかいうことが出てきたんですけども、それは後ほどかなと思いますので、ここでは言及いたしません。投票率を向上するための取り組みについては、しっかりと検討していくということですので、それはお願いいたしたいと思います。最近、期日前投票に関しては、期日前投票を利用される方が、その割合というのが非常に多くなってきているということなどから、投票所の閉鎖時刻を繰り上げるという動きが、全国的に結構出てきているということを報道等で拝見いたしました。投票する機会を保障するという観点からすると、決して好ましいことではないのかなとも感じました。

過去につばたこども夢議会が開催されたことがあるとお聞きしています。主権者であることを意識していただくこと、この先の未来をどうしたいのか、社会的意思決定に参加するための力を身につけていただくために、機会を捉え、いろいろな形で取り組みをしていただければと思います。もちろん投票しやすい環境、投票機会の保障も関係してくるのかもしれませんが、政治に対する無関心は、政策の劣化という形で結局のところ、みずから跳ね返ってくると言われていますが、町政のリアルな現場に身を置く一人として、問題意識をしっかりと持たなければならぬと再確認し、次の質問に移ります。

続いて2項目め、町立保育園及び放課後児童クラブにおける防犯についてです。

先月9日の午前、宮城県登米市内の認定こども園に、刃渡り12センチメートルの刃物を持った30代の男が侵入する事件が発生しています。

報道によると、事件が発生する時刻の少し前から、こども園の周囲をうろうろ歩き回る男が現れ、それを不審に思った職員が機転を利かせ、園児を怖がらせないよう、雨が降りそうだから中に入ろうねと話しかけ、園庭で遊んでいた71人を園舎内に避難させた後、その男に声をかけたところ、いきなり柵を乗り越え職員に斬りかかったものです。

しかし、男は男性職員4人がかりで取り押さえられ、駆けつけた警察官に引き渡されています。

幸いケガ人が出ることもなく事なきを得たようですが、震撼させられたのは、男が、小さな子供を殺して捕まり、死刑になりたかったと、犯行の動機について供述していることであり、また職員が邪魔だったので殺してやろうと思ったとも話していることです。

事件に巻き込まれた認定こども園は、ことし4月に開園したばかりで、10月には不審者に対応するための机上訓練を実施したばかりであったようです。園長による不審者を取り押さえることは想定外だったとする談話もあったようですが、園児の安全はもとより職員の安全も保障されなければならないわけですから、当然のことと言えるでしょう。

この事件では、男性職員が責任感、使命感から不審者に立ちはだかったことにより園児の安全が守られ、その勇敢な行動には頭が下がりますが、翻って危険に身をさらさざるを得なかったことについては、考えさせられるのではないのでしょうか。

今回の事件より前にも、2017年の3月末、大分県宇佐市内の認定こども園に刃物を持った30代の男が侵入し、園が運営する学童保育に通う小学3年生の児童と2人の女性職員に切りかかり負傷させた事件や、保育施設における危機管理のあり方が根本から問われることとなった端緒とも言える、2001年6月に発生した大阪教育大学附属池田小学校での痛ましい事件についても忘れることができません。

そこで、質問いたします。

前出の事件のように、認定こども園に不審者が侵入し無差別に危害を加えるような事案、いわば人為的な災害、もっと言うと通り魔的と言えるものですが、恐らくは極めてまれな確率でしか生じないはずでしょう。

同じように、地震や火災などの災害が発生し、被害を受ける可能性も高いわけではないはずですが、非常災害を想定し、毎月1回以上は避難訓練など実施なさっていることと思います。

要は、自然災害や人為的な災害を想定し、園児・児童や職員の安全を確保するための現実的な対応が取れるように、平時から防災・防犯への備えをしておくことが極めて重要だということでしょう。

町立保育園及び放課後児童クラブにおける防犯体制について、現状はいかがでしょうか。また、前出の事件のような事案から園児・児童、そして職員の安全を確保するための具体的かつ現実的な対応についてどのようにお考えでしょうか。

以上、子育て支援課長にお聞きいたします。

○角井外喜雄議長 山嶋子育て支援課長。

〔山嶋克幸子育て支援課長 登壇〕

○山嶋克幸子育て支援課長 町立保育園及び放課後児童クラブにおける防犯についてとの御質問

にお答えいたします。

御質問にありますとおり、先月、宮城県登米市の認定こども園におきまして刃物を持った男が侵入した事件は、子供が集う施設が標的となったことに、大きな衝撃を受けております。

このような事案に対処するため、町立保育園では不審者対応マニュアルを作成し、侵入を想定した訓練を年3回実施しております。このうち1回は、令和元年度に町立保育園及び放課後児童クラブに整備した、ボタン一つで自動的に110番へ緊急通報し、迅速に警察に出動を要請することができる、非常通報装置を使用した実践的な訓練を、津幡警察署の協力を得て実施しております。このほか、訓練の際には、不審者の侵入防御用の防犯用品として、平成20年4月に全園に配置した、さすまたの講習を通じて、実践的な知識と技能を習得して緊急時に備えています。

また、放課後児童クラブでは、保育園同様、全施設に非常通報装置を備え、迅速に警察との連携がとれる体制を整えているほか、町教育委員会から提供される不審者情報を共有しており、施設の方でも不審者対応訓練を実施しております。

保育園では玄関の施錠を徹底している一方で、放課後児童クラブは児童によって通所時間の違いや保護者の出入りが頻繁にあることから、普段から施錠をすることが難しい施設であり、十分な不審者対策・安全対策が必要であると考えております。

現状では保育園、放課後児童クラブの規模や立地環境等がそれぞれ異なっていることから、不審者対応は各施設によって違いはありますが、女性職員が多数である状況を踏まえたと、これまで同様、避難及び通報を基本として対処し、今後、園児、児童や職員のさらなる安全確保に向けて、マニュアルの検証等、より安全な方策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○角井外喜雄議長 竹内竜也議員。

○3番 竹内竜也議員 再質問をお願いいたします。

今ほど不審者対応マニュアルに基づいて、年3回ですか、訓練をされて、警察直通の、たしかあれは令和2年4月から運用されているかと思うんですけども、非常通報装置を使って訓練をされたら、リアルな訓練をされたってことなんですけれども、実際その非常通報装置を押して、その現場までに警察がどれくらいで到着できるのかというようなことっていうのも、しっかり把握されているのかっていうことが1つと、さすまたについて配備しているということなんですけれども、実際さすまたは、結局、力対力になるかなと思うので、例えば警察の機動隊員のような特別な訓練を受けた屈強な方じゃないと扱えないと思います。おそらく保育園等というのは、ほとんどが女性職員の方ばかりだと思うんですけども、実際さすまたで対応するというのが、現実的な対応と本当に考えていらっしゃるのか。

この2点について、山嶋課長、お願いいたします。

○角井外喜雄議長 山嶋子育て支援課長。

〔山嶋克幸子育て支援課長 登壇〕

○山嶋克幸子育て支援課長 ただいまの質問にお答えいたします。

通報装置が鳴ってから施設に警察官が来る所要時間ということでございますが、施設によって違いはございますので、数分から数十分と伺っております。

もう1点、さすまたのほうですが、これも警察官との訓練でお聞きしたことなんですけど、さすまたも有効な手段の1つではありますが、長い1本の棒、例えばバットとかいうものを使用して、

突きつけるという、そういった防御の方法も訓練の中で取り入れて、教えていただいたというふうに伺っております。

以上でございます。

○角井外喜雄議長 竹内竜也議員。

○3番 竹内竜也議員 再質問ではありませんが、結局さすまたについてもあまり役に立つものでもないなというふうに理解されているのかなと感じました。警察に通報してから、もちろん警察官が常駐している場所と、例えば保育園等との距離によるわけなんですけれども、数分から数十分かかるよということなんですけれども、実際その間というのは、不審者の方が何もせずにお行儀よく待っていてくれるわけじゃありませんし、その間というのは、結局職員の方が子供の安全を確保しながら、その不審者と対峙しなければならない状況というのが、生じると想像できますので、もちろん、さらに警察と協議とか相談をしていただきたいんですけども、おそらくリアリティとか現実的な防御の手段と言えればいいんでしょうかね、不審者から身を守る手段としたら、今のところ防犯スプレーみたいなものぐらいいは、せめて配備したらいいのかなと感じました。不審者が侵入しての暴力沙汰は決してあってはならないことですが、ゼロとも言いがたい。防犯の備えについては、予測困難な場面が多いと重々承知しているつもりですが、あらゆる想定を行い、現実的な対策をしっかりととっていただきたいと申し上げ、次の質問に移ります。

続いて、3項目め、2020-2021年シーズンにおける、インフルエンザワクチン接種への対応についてです。

昨年度、2020-2021年シーズンについては、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が予測されていましたが、インフルエンザウイルスの推定患者数は約1万4,000人とどまり、一昨年度が約729万人であったことと比較すると同時流行は封じ込められたと言えます。

これは、マスクの着用や手指消毒の徹底、いわゆる3密の回避、さらには出入国制限を厳格に実施したことなどが功を奏したものと思われまます。また、複数ウイルスが発生した場合、ウイルス同士で宿主の奪い合いが起こり、勝者となったウイルスのみが続行し得るとい、ウイルス干渉の可能性も言われています。

しかし、昨年度についてはインフルエンザの罹患者が少数にとどまったことから、社会全体における集団免疫が形成されていない可能性があるため、そのような状況下で外部からウイルスが持ち込まれると、それこそ大流行につながりかねないことが懸念されてもいます。

一般社団法人日本感染症学会インフルエンザ委員会は9月28日付で、2021-2022年シーズンにおいてもインフルエンザワクチンの積極的な接種を推奨するとしています。また、COVID-19は、今なおしょうけつを極めており、ことしの秋以降も多くの新規患者が発生することが予想される。そのような中で、ワクチンで予防できる疾患については可及的に接種を行い、医療機関への受診を抑制して医療現場の負担を軽減することも重要であるとも指摘しています。

そこで、質問いたします。

2020-2021年の秋から冬にかけては、新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にある中で季節性インフルエンザの流行期を迎える初めてのシーズンとなりました。一般社団法人日本感染症学会による、COVID-19とインフルエンザの同時流行を最大限に警戒すべきであり、医療関係者、高齢者、ハイリスク群の患者も含め、インフルエンザワクチン接種が強く推奨されるとの提言もなさ

れたように、混合感染を忌避し重症化を防ぐことはもとより、地域医療を疲弊、崩壊させないために、昨シーズンについてはワクチンの供給、接種体制にも力点が置かれることになりました。

当町でも、定期予防接種の対象となる高齢者等に対する助成額の拡大や接種開始時期の前倒しのほかに、1歳から小学2年生及び同3年生から中学3年生並びに妊婦にも対象や助成額を拡大する、特別の対応が時限措置として取られています。

こうした対応については、令和2年度主要な施策の成果では、今後の新型コロナウイルス感染状況や財源等を見極めながら、感染対策事業の実施を検討することを課題とされていますが、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に対し警鐘が鳴らされている2021-2022年シーズンを迎えるに当たり、インフルエンザワクチン接種について特段の対応を取る考えはありますか。

以上、健康福祉部長にお聞きいたします。

○角井外喜雄議長 羽塚健康福祉部長。

〔羽塚誠一健康福祉部長 登壇〕

○羽塚誠一健康福祉部長 2021-2022年シーズンにおけるインフルエンザワクチン接種への対応についてとの御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、マスクの着用や手指消毒、3密の回避など新しい生活様式の実践と、さらにワクチン接種の効果もあり、全国的に感染者数が減少しており、本町においても10月28日以降、感染者の報告はない状況です。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症のまん延状況の中、コロナワクチン接種も未確定な状況下で、季節性インフルエンザとの同時流行を見据えての対応として、本町では、インフルエンザワクチン接種促進に向け、単年度限りの特例として接種助成金の拡充を実施いたしました。

本年度については、さきに述べたとおり新型コロナウイルス感染症の感染者が減少したことや、感染症対策に有効である新しい生活様式の実践の徹底が図られたことから、インフルエンザワクチン接種については、令和元年度以前と同様の対応をしております。

季節性インフルエンザワクチンの定期接種対象者の高齢者への接種開始は、医療機関での新型コロナワクチン接種との接種間違い防止のため、新型コロナワクチン接種がほぼ終了した11月1日から開始しました。また、1歳以上中学3年生までインフルエンザワクチン接種については、年度1回1,000円の助成を行っております。

その他の対応として、新型コロナウイルス感染症だけでなく、インフルエンザなどの感染症予防に向け、広報やホームページ、LINEで周知しております。また、妊婦への感染症予防対策として妊娠届出時に、マスク50枚1箱を配付しております。

感染症対策の徹底で季節性インフルエンザの流行は、2シーズン続けて少ない状況ですが、春先まで長引くこともあることから、今後もインフルエンザワクチン接種勧奨を進め、感染予防の啓発を行ってまいりますので、御理解をお願いします。

○角井外喜雄議長 竹内竜也議員。

○3番 竹内竜也議員 再質問ではありません。

御答弁をいただきました。今のところ例年どおりの対応だということですね。オミクロン株による第6波があるのか、ないのか、その規模がどの程度になり得るのかは、寒さであったり、乾燥などの気候、それからワクチン効果の低下、あと、年末年始にかけての人と人との接触頻度の

増加が大きく影響してくると言われています。あと、ワクチン3回目接種の前倒しなど、不確定な要素が多くて実際大変なのかなと思いますが、同時流行の可能性をにらみつつ昨年度と同様に備えていただければと申し上げ、次の質問に移ります。

最後となります4項目め、J R西日本が示した七尾線の運行本数を減便する方針への対応についてです。

10月2日付で、J R西日本はダイヤ改正を実施しました。こちらについては、一般的にダイヤの見直しは春に行われることが多いわけですが、それを前倒して秋に実施したもので、こうした秋のダイヤ改正は2006年以來のことで、15年ぶりとなったようです。

このダイヤ改正では約130本の、列車の運行が見直されたわけですが、ことしの春に行われたダイヤ改正でも深夜時間帯を初めとした約300本の運行が見直されており、不採算路線を減便する傾向が続きそうです。

金沢支社管内でも東舞鶴駅から敦賀駅の間を走る小浜線と越前花堂駅から九頭竜湖駅の間を走る越美北線、いずれも地方交通線とされているものですが、それぞれ8本と3本の列車が減便の対象とされました。

列車本数と利用状況に大きな乖離が生じている区間について見直しが行われたようですが、J R西日本ニュースリリースでも触れられているとおり、来年春のダイヤ改正ではさらなる動きにつながるようです。

そこで、質問いたします。

マスコミ報道でも大きく取り扱われていたところですが、先月5日にJ R西日本金沢支社長が県庁を訪ね、県知事及び関係自治体の首長などに向け、全社的な構造改革の中で七尾線についても将来にわたる持続的な交通を実現するためダイヤを見直す考えがある旨を伝え、それに対する理解を求めたとされています。

かねてより鉄道離れが言われる中で、コロナ禍の長期化による経営状況の悪化、テレワークを初めとする社会行動変容が進展するなど、総じて運輸業界を中心にコロナ禍以前の状況には戻らないであろうと考えられていることから、減便は既定路線と言えるのかもしれませんが。

一方、町長がサービスの低下は利用者減につながると指摘なさったとおり、減便されることによって乗車機会が縮小すれば、不便・不都合を被らざるを得ない沿線住民は代替となる交通手段を利用すると思われ、鉄道離れがさらに進行していくという悪循環に陥るであろうことは想像にかたくありません。

民間鉄道会社が抱える深刻で切実な課題に対するやむを得ない経営判断であるとお察しいたしますが、生活する上で七尾線の利用が不可欠だという方々を置き去りにしてはなりません。

このままの流れでいけば、今月中旬には来春のダイヤ改正が発表され、対象となる列車が明らかになるのでしょうか、七尾線の減便が検討されていることに対するお考え、御意見とこの件についての具体的な対応を町長にお聞きいたします。

○角井外喜雄議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 J R西日本が示した七尾線の運行本数を減便する方針への対応についての御質問にお答えいたします。

11月5日、県庁においてJ R西日本金沢支社長から、J R七尾線は以前から赤字路線であった

けれども、昨年から新型コロナウイルス感染症の長期化による営業収支のさらなる悪化という現状から、令和4年3月のダイヤ改正でJR七尾線の運行本数を減便するという方針について説明を受けました。

しかしながら、利用が多い朝夕の通勤通学の時間帯はそのまま残し、利用の比較的少ない日中や夜間の便を対象に減便し、運行間隔についても極端に空かないよう調整するとのことで、利用者への影響は限定的であるとのことでございました。

私は、サービスの低下は利用者減につながると指摘いたしました。一度減便すると、仮に本数を元に戻しても、離れてしまった利用者の全ては戻らず、結果、負の連鎖として鉄道離れにつながることを危惧しております。JR七尾線を利用されている町民の皆様への影響が最小限にとどまるよう、JR西日本には利便性の確保に努力していただきたいと思っております。

なお、先月29日には石川県議会議員等で組織する能登総合開発促進協議会と加賀地区開発促進協議会が合同でJR西日本金沢支社に在来線の便数確保について要望しておられます。

本町といたしましても、関係市町と連携し、利用者のサービスが低下しないよう、引き続き要望してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○角井外喜雄議長 竹内竜也議員。

○3番 竹内竜也議員 七尾線減便に対する御所見をお聞かせいただきました。一度減便してしまえば、もしも列車の本数だけ元に戻しても、結局、人は元に戻ってきませんよと、そういった負の連鎖を危惧されているということでございました。

本日の一般質問の冒頭、酒井議員の御質問にお答えする形で、来年4月より先のことについて、かなり熱がこもっていたなと感じましたが、言及なさいました。4期目の負託があれば、さらなる定住促進施策に力を入れたいとのことでした。通学であったり、通勤あるいは通院、買い物などほかの市町との間で、行ったり来たりという関係がでてくるとは思いますが、その際の交通手段、利便性のよさということも定住人口をふやすための1つだと思います。

町長は、IRいしかわ鉄道株式会社の常務取締役でよかったですね。IRの常務取締役……、  
〔「取締役」と呼ぶ者あり〕

○3番 竹内竜也議員 ……じゃない。失礼をいたしました。

IRいしかわ鉄道株式会社の取締役でもいらっしゃる。IRがこの先も住民生活に欠くことのできない交通手段として発展していく前提条件の1つとしても、七尾線の行く末は大きく関係してくるのかなと思います。平成27年1月会議で、町長が町政の概況について説明なさった中で、IRに関するくだりではありますが、マイレール意識の醸成が必要だと言及していらっしゃるように、公共交通は乗って守ることが基本となるのかなと思います。地方交通線を維持していくということは、そう簡単な話ではありませんが、重い課題、住民生活にも直結する課題でもありますので、御答弁の中にもありました関係機関とも連携し、御尽力をいただければと申し上げ、以上、3番、竹内竜也の一般質問を終わります。

○角井外喜雄議長 以上で、3番 竹内竜也議員の一般質問を終わります。

次に、1番 小町 実議員。

〔1番 小町 実議員 登壇〕

○1番 小町 実議員 議席番号1番、小町 実です。

本日は2問の質問をいたします。

まずは、町が使用する公用車の電気自動車の割合をふやすこと及び電気自動車用充電設備の増設について、町の考えをお伺いいたします。

現在、私たちが使用する自動車の主流はガソリンエンジンですが、近年は環境に優しい次世代自動車といったように時代の変化とともに、その多様化が進んでおります。

地球環境温暖化が深刻化する中で、電気自動車、つまりEVに対するニーズが高まり、普及も進んでいるようです。エンジンがなく静かで、二酸化炭素を排出せず、ガソリン代よりも電気代のほうが大幅に安いなど、まさに時代の流れに沿った技術が確立されていると言ってもよいのではないのでしょうか。

世界の動きを見ても、EVを中心とする新エネルギー車を一定割合で生産、販売するよう義務づけるとし、ガソリン車とディーゼル車の販売を禁ずることを掲げている国もあります。また、日本政府では2035年度までに全ての新車販売をハイブリットを含めた電気自動車や燃料電池車にする方針を打ち出しております。

また、最新の日本のEV普及率を見ると、一般社団法人日本自動車販売協会連合会が発表している自動車燃料別販売台数を見ると、2020年のEVの新車販売台数は約1万5,000台となっております。自動車全体の販売台数が約250万台なので、全体の約0.6%がEVです。

新車、乗用車100台に1台はEVの台数となります。この数字にはPHV、プラグインハイブリッド車も含まれていることから、実際のEVのみの数字で見ると0.5%ぐらいのシェアとなります。全体の数字から見るとわずかな数字となります。

地球温暖化対策としては、再生可能エネルギーの普及拡大など、さまざまな取り組みが必要となります。今後、町民や事業者への普及を進めていくためには、まず町が率先して公用車に電気自動車を初めとする環境に配慮した次世代自動車を導入していく必要があると考えます。

そこでお聞きしたいのが、公用車に次世代自動車等のEV自動車、PHVハイブリッド車、HVハイブリッド自動車、CNG天然ガス自動車、クリーンディーゼル自動車といった車両を少しずつ導入してはどうかということです。

最近の電気自動車は性能がよくなり、災害時の電力供給源として活用できる性能を持ち、有用性が高く向上しております。

国内の自治体では、横浜市では2030年までに一般公用車の100%を次世代自動車にする方針を示し、大阪市では2030年度までに公用車のうち乗用車については、電気自動車の割合を60%以上にする方針を示しています。

そこで、町の公用車について買いかえの基準、環境に配慮した次世代自動車の導入予定についてお聞きします。

町では、環境に配慮した電気自動車の公用車への現在の導入について、わずか1台。そして数台のハイブリッド車を含めても総台数の1割にも満たしていない状況です。しかし、公用車への次世代自動車の導入については、ガソリン車と比較し購入価格がどうしても高くなることから、環境負担の低減や率先行動などだけの理由では買いかえを行うことに対して、町民の理解を得ることが難しいなど、課題も多いと認識しております。

例えば、電気自動車は大容量のバッテリーを搭載しており、もちろん移動が容易なことから、災害時に機動的な非常用電源として避難所等で活躍することも考えられます。現行の防災体制の中で、どう活用できるか一定の整理をする必要がありますが、また新庁舎には非常用電源を配備

され、民間企業の災害協定といったなどのともに安心できるような、災害時の非常用電源としての電気自動車の活用はいかがでしょうか。

取り組みを掲げることによって、電気自動車を初めとする次世代自動車の公用車への導入拡大や町民、事業者への普及促進を早期に図っていただくよう要望いたします。

我が国のCO<sub>2</sub>排出量の約2割を占める運輸部門のCO<sub>2</sub>削減のため、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要です。

まずは、インフラ整備として、職員駐車場、お客様の駐車場等町役場の敷地内、そして町管理施設などにも、電気自動車及びハイブリッドプラグ車向けの200ボルトの充電施設を増設することについての予定や、電気自動車についての考えを矢田町長にお伺いいたします。

○角井外喜雄議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 小町議員の公用車の電気自動車の増車と充電施設を増設をとの御質問についてお答えいたします。

地球温暖化問題が深刻化する中、世界各国が車の脱炭素化を目指すなど、自動車を取り巻く環境は大きな変化を迎えております。自動車に限らず環境に配慮した設備や機器に切りかえていくことは非常に重要になってきております。

また、議員の御質問にもありますように、電気自動車やプラグインハイブリッド車は、災害時の避難所における非常用電源として利用に適しております。本町では本年10月8日にネッツトヨタ石川株式会社と災害時における電力供給等の協力に関する協定を締結しております。そうした車両の借り上げについても協定項目とし、町民の安全安心を一層進めているところでございます。

さて、現在本町が所有する公用車は除雪機械や消防車両、バス車両を含めて84台でございます。うち一般車両は47台で、電気自動車は御指摘のとおり1台、ハイブリッド車は4台となっております。

本年8月に策定し、9月の議会全員協議会にて報告いたしました第3期津幡町地球温暖化防止実行計画には、本町の地球温暖化防止に向けた具体的な取り組み内容といたしまして、公用車購入の際は、電気自動車やハイブリッド車等の導入を検討するとともに、より燃費性能のすぐれた自動車を優先的に導入していくと明記しております。

これを踏まえ、今後ですが、電気自動車等購入に活用可能な補助金等、有利な財源の調査・研究を進め、公用車の更新について検討してまいりたいと思っております。

次に、役場や町施設に充電設備を増設をとのことですが、公用車に電気自動車やプラグインハイブリッド車の導入が進めば、その充電設備も必要となりますので、あわせて増設することになります。ただ、議員がお尋ねの設備は一般利用の充電設備を指しているものと思っておりますけれども、そうした設備につきましては、カーボンニュートラルの理念のもと、今後自動車メーカーや販売店などの関係業界を中心に社会全体の取り組みといたしまして整備を進めていく必要があるものと考えております。

町といたしましては、基本的にはこうした業界の取り組みに連携・協力することを検討していくことになると考えておりますが、国等から充電設備の設置に有利な財源が示されれば、町としての設置もあわせて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○角井外喜雄議長 小町 実議員。

○1番 小町 実議員 答弁ありがとうございます。

町のほうでもハイブリッド、電気自動車のほうも機会があれば、導入していただけるということで、率先して導入のほう、よろしく願いいたします。また、充電設備に関しましては、いろんな考え方もあると思うんですが、買い物中に、また宿泊中とか仕事中に、食事中に充電ができれば、またいろんな方が津幡町に来られて、充電できるなら津幡のあそこへ行こうよとか、あの宿泊施設に行こうよとかっていうことも重々出てくるのではないかなと思うんですけども、いい方向もまた見ていただいて、先行投資と言いますか、ひとつよろしく願いいたします。

続きまして、2問目の質問に入ります。

町の鳥、白鳥と癒やされる河北潟について質問させていただきます。

町の鳥として平成2年に白鳥が制定されました。白鳥は渡り鳥で、県内では河北潟、邑知潟、柴山湖などに多く飛来しています。清楚で美しく、その羽ばたく姿は町章の飛鳥と重なり、また白鳥神社の故事来歴もあり、公募により町の鳥に選ばれたようです。

河北潟付近などの英田地区や中条地区などでは、コハクチョウが飛来しやすいように農家に協力を求めて稲刈りが終わった冬季の水張りを推奨するなどして、町の鳥である白鳥の環境に適した対策が取られています。

しかし、近年は水を張った水田を見ることは少なくなるように思えます。冬場に水を張ることで、水分と強風により長さ100メートルのあぜが破損、または、冬季にはポンプを作動させないということで水が来ないなどの理由が幾つかありそうでした。ことしも11月ごろから能瀬周辺、中条地区も含めて白鳥が飛来することを見ました。今になって津幡町に白鳥がなくてはならない大事な鳥かなと思っております。

住宅地の開発が進み、車の交通量がふえ、白鳥にとって羽をおろしにくい津幡町にならないよう、何かもう一つ大事にしてほしいと思います。

平成2年には、町内に計214の町の鳥、白鳥が矢印がわりになった複数の道路標識が設置されました。方面及び方向の案内標識には、直進方向には白鳥の頭や右折・左折方面には広げた羽が当たるように工夫され、現在でも複数の標識が健在です。

しかし、あれからもう30年が経ちました。こちらの白鳥に関する進化したアピールもそろそろ必要かもしれません。

県内でも有数の野鳥の宝庫である河北潟では、白鳥を初め、ガンやカモ、千鳥など多くの渡り鳥が見られ、バードウォッチングも最適な場所となっております。また、コイ、ヘラブナなどが釣れ、太公望にはこたえられない釣り場となっております。湖南大橋から望む河北潟かの朝日や夕日には、昔から変わらぬ美しさを保っています。また、河北潟の道路沿いには木々の草花や季節の移りかわりなどを楽しませてくれます。桜街道、ひまわり村、メタセコイアの紅葉など、一度はこのあたりへ足を運んだ方も多いのではないでしょうか。

津幡町の河北潟東部承水路にかかる湖南大橋から見渡す眺めや、緩やかに流れる水面も心が休まります。

ことしもホームステイが続きました。多くの方が少しでも気分転換になればと散策されたと思います。最近では、この付近はのんびりとカメラを持った人やスマホを片手にたくさんの方が癒やされに来ています。

撮影スポットは、白鳥、河北潟、桜街道、ひまわり村、メタセコイア並木、河北潟の夕焼け、

河北潟一周駅伝継走大会、クリムゾンクローバー、漕艇競技場です。

津幡町では、写真を撮りに行きたくなるような人気のスポットがふえる取り組みや、癒やされる場所づくりをお願いいたします。

矢田町長、県との協力のもと河北潟でおしゃれなベンチに座って優雅な白鳥を撮ることはできないでしょうか。

最後になりましたが、朝一番、酒井議員からの質問にも答えられ、来年度以降も住みやすいまちづくりを取り組んで、継続していただきたいと思います。そこで、ことし一年を振り返り、よろしければ、また漢字一文字で表現していただければと思います。

よろしくをお願いいたします。

○角井外喜雄議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 癒やされる白鳥が集う河北潟を目指してとの御質問にお答えします。

河北潟周辺は、県内でも有数の白鳥の飛来地として知られ、本町でも御指摘のとおり、平成2年に公募により白鳥を町の鳥に制定し、白鳥をデザインした道路案内標識等214基を設置するなど白鳥のまちを発信しております。町の鳥白鳥が矢印がわりの標識は、テレビでも取り上げられたこともあり、今では、本町の景観の一つとして町の中に溶け込んでおります。

河北潟干拓地内の魅力は、春は桜、夏はヒマワリ、秋はコスモス、冬はメタセコイアと、季節ごとの花や景観を楽しむことができる場所にあり、また晩秋から初冬にかけてはガンやカモ、千鳥などの渡り鳥が飛来することから、バードウォッチングのメッカともなっております。これらの野鳥と農業との共生を図るため、冬季にも干拓地内の水田約189ヘクタールに、麦などの作物への被害を防ぐことを目的に、おとり池と呼ばれる水張りを実施しており、白鳥が飛来しやすい環境整備を行っております。しかし残念ながら、干拓地内への白鳥の飛来は確認されておられません。関係者によりますと、干拓地内にタヌキやイタチなどの小動物が生息していることが原因の一つではないかということがございます。

一方、河北潟周辺地域では農家の協力を得て、平成21年から冬季の水田の水張りを奨励するなどコハクチョウの環境に適した対策を実施いたしております。

議員の御指摘のとおり、河北潟周辺地域におきましては、平成21年には、3農家が約364アールの水田に水張りを実施しておりましたが、畦畔が崩れるなどの被害があることから、平成29年には1農家が約60アールの水張りを実施しているのみとなってしまいました。

本町では、水張りに協力していただいている農家への奨励金の交付や白鳥の習性による掘削被害が発生した場合の補償を行っておりますが、より多くの農家に御協力をいただき、白鳥が飛来しやすい環境づくりができるよう、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

平成23年から町の魅力や住みやすさを発信するため、町内で一定のテーマに沿って撮影された写真を募集しておりますが、毎年のように、河北潟周辺で撮影された写真の投稿があります。

干拓地内には、多くの撮影スポットのほかにも、そこで収穫された新鮮で美味しい果物や野菜、花などの直売所があり、四季を通じて、多くの観光客が訪れております。撮影のスポットとしての案内看板やいわゆるインスタ映えするお洒落なベンチの設置などにつきましては、干拓地内を管理する河北潟干拓土地改良区と協議してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

ことし一年を振り返って、漢字一文字に表現をとのことでございますが、一昨年と昨年の議会12月会議の一般質問でも小町議員から同様の御質問を頂戴いたしました。

ことは、東京2020オリンピック女子レスリング競技におきましてと言うと、もう既に「金」ではないかと思われるかもしれませんが、本町出身の川井梨紗子選手、友香子選手が姉妹そろって金メダルを獲得したことは、本町のみならず日本中に大きな喜びと感動を与えてくれました。そして津幡町の大きな誇りとなりました。私は、ことし一年を表す文字といたしましては、御想像のとおり「金」を挙げたいというふうに思います。

以上です。

○角井外喜雄議長 小町 実議員。

○1番 小町 実議員 再質問ではありませんが、河北潟の件、白鳥の件、インスタ映えの件、またよろしく願いいたします。例えばですけれども、河北潟のインスタ映えの件なんですけれども、突然として、大河ドラマ誘致のキャラクター義仲くん・巴ちゃんが、メタセコイアのところに現れたりとかひまわり村に現れてもいいのかなと思うんですけれども、またそうすることによって、PRできるのかなというふうにも思っております。

また、文字的には「金」しかないなとは思っていたんですけれども、また来年もスポーツの発信ができる町になればなと思っております。

以上、1番、小町の質問を終わります。

○角井外喜雄議長 以上で、1番 小町 実議員の一般質問を終わります。

次に、2番 森川 章議員。

〔2番 森川 章議員 登壇〕

○2番 森川 章議員 議席番号2番 森川 章 です。

本日は、3点の質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、コロナ後遺症のケアを凶れということで質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活に大きな不安と危機感を生みました。

本年、春から夏時期の第4波、そして第5波は、専門家会議の検証でも、想定を超える感染状況であったと言われております。

本県の感染者は、12月5日現在で7,969人を数え、当町においても209人の方々が感染をしました。感染の経路についても、さまざまな状況でありましたが、若い世代や子供たちの感染も見られ、仕事をしている働き盛りの若者もその影響を受けました。

今、新たな変異株の脅威も報道されている中、コロナ後遺症で悩む方々へのケアの必要性も言われています。また、最新の研究では、重症化のリスクと後遺症のリスクは、傾向が異なるとも言われています。

重症化のリスクは、高齢者、基礎疾患のある方、肥満などが挙げられますが、コロナ後遺症は、それぞれの発生の頻度では異なりますが、味覚では、男性より女性のほうが1.6倍、嗅覚の異常は1.9倍、けん怠感では2倍、脱毛に関しては3倍と女性のほうが症状が出やすく、また若くやせ形の方が症状が出やすいことがわかってきています。

私の知人でも感染した方がいて、その方に話を聞いていると、回復した後でも、けん怠感があり、気力ややる気がなかなか出ない。また、仕事にも影響が出ているなどの声を聞きました。

コロナ後遺症は、感染した全ての方々に見られるわけではありませんが、仕事や学校、また普

段の生活に影響が出てしまっている話を耳にします。

なかなか、コロナ後遺症の原因がわからず、耳鼻科ではないか、また精神科ではないかなど、病院を転々とするケースもあります。

まだ医療においてもコロナ後遺症の原因や背景などは解明されていないことも多いのですが、国立国際医療研究センターの調べでは、何らかの症状が残る患者の割合は、発症から半年後は、26.3%、一年後でも8.8%の方が症状に苦しんでいるとされています。

さまざまな研究でそのメカニズムなどは、少しずつわかってきていますが、自己免疫に関することから、専門の医療機関でも模索している現状があると、ニュースなどで報道されています。

まずは、感染した方々のその後の調査、確認する必要があると考えました。

当町において、209人の方々のその後の生活を把握し、支援が必要とされている方には、ケアをしていくことが必要であろうと思います。

医療分野からだど、医療ソーシャルワーカーが相談に乗っている状態なら、後遺症の症状と働く職場などへの理解を進めるなどの橋渡しもできるのではないかと思います。

また、経済的に困窮があるときは、傷病手当などの情報も伝え、当面の収入を確保するなどのことも大切であろうと思います。

本人が、コロナ外来などの医療機関にかかり、専門家のアドバイスを受けられていればよいのですが、後遺症が発症し、引きこもるなど孤立してしまっている状態ではないのか、またその症状からどの機関や専門病院などを受診するかなど、その後の生活状況の確認が必要であると思われる。

まずは、確認させていただきたいのは、町はコロナ感染者のその後の生活の確認は行えているのでしょうか。

また、その方々が適切なケアを受けていることができているのでしょうか。

また、職場や学校などの生活で、その症状による弊害や周りの方々への理解が進んでいるのかをお聞きしたいと思います。

そこで、コロナ後遺症という、まだ適切な治療等が進んでいない分野にいかに関心を持っていく必要があるのか、今後の具体的な施策についても考えていければ、お聞きしたいと思います。

また、県や医療機関とさらなる連携も必要になると思われる。その具体的な方策についてもお聞きします。

羽塚健康福祉部長、よろしくお願いいたします。

○角井外喜雄議長 羽塚健康福祉部長。

〔羽塚誠一健康福祉部長 登壇〕

○羽塚誠一健康福祉部長 森川議員のコロナの後遺症へのケアを図れとの御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の後遺症については、個々の症状がさまざまであり、まだ不明な点も多いため、まずは町民の不安に思う気持ちを受け止めなければならないと考えております。

議員の御質問のとおり、感染者が適切なケアを受けるためには、正確な状況把握のもと、専門医療機関での対応が必要となると思われます。しかし現在、県から町へ感染者に関する情報の提供がないため、感染者を初め、その後、後遺症に悩んでいる方々を把握することもできない状況

であります。

これまでは、県や医療機関がその対応をしてきたところであり、町としては、町民から問い合わせがあれば、後遺症による相談に関し、県や医療機関と連携し、必要に応じ情報提供を行うなど、積極的に協力支援していきたいと考えております。

治療後に後遺症が存在することも含め、引き続き町民へ正確かつ効果的な情報提供に努め、再度感染防止を徹底してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○角井外喜雄議長 森川 章議員。

○2番 森川 章議員 再質問はいたしません。

県との連携も含めて、209人の方々がしっかりと生活がもとどおりに送れているのかも含めて、また県から情報を連携しながら進めていただければなと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、さきの竹内議員の選挙の内容と少し重なる部分もありますが、どうぞよろしくお願いたします。

2問目は、移動期日前投票所バスを実施し、投票率アップを図れということで質問をいたしたいと思います。

さきの10月、衆議院議員選挙が行われました。

近年の選挙のたびに、若者の政治に関する関心の低さや投票率の低さが話題になります。当町においても、選挙投票日に町営バスを無料にするなど、取り組みを図ってまいりました。

このことに関しても、議会の委員会でその町営バスを無料にすることで、どのくらいの投票に影響があったのか、また利用者からの声などの調査はしているのかなどをお聞きしました。施策からの結果が重要で、次の施策につなげるチェック、そしてさらなるアクションが必要であると感じたからです。

私は、どうすれば投票率を上げることができるのか、真剣に考え、取り組みを実施していかなければならないと考えました。さまざまな自治体の取り組み、また、なぜ投票に行かないのか、さまざまな研究や調査などをネットの文やまた本などを通じてたくさん読みました。

さきの選挙での当町の投票率は59.47%でした。その以前の平成29年10月執行の衆議院議員選挙は、投票率58.74%。今回は、前回より0.73%の上昇でした。しかし、石川3区の投票率66.09%を鑑みても、投票率の向上は重要であると思われま。

その後、当町で行われる選挙は、2022年3月には石川県知事選挙が行われる予定があり、その後、4月に津幡町長選挙、7月には参議院議員選挙が行われます。

いかに投票率を上げるか、何らかの施策が必要になると感じています。

この近年、確実に投票率を伸ばしているのが、期日前の投票です。

私も、期日前投票を利用したことがあります。数多くの方々が、投票に来られていました。

今回提案するのは、移動期日前投票所バスです。

移動期日前投票所バスは、小松市が3月の市長選から導入。また、さきの衆議院議員選挙からは、輪島市が導入しました。

地理的に山間地や過疎地、高齢化などの状況からしても、当町においても同様のニーズがあり、当日の投票所には徒歩で移動が困難な距離があり、近所や家族などの車での移動をお願いしな

ればならない、投票に行くことができないなどの状況があります。

高齢者など運転免許証の返納等で、移動手段が公共機関になっている方々もいらっしゃいます。

また、近年の期日前の投票の浸透は、今後、投票率の維持または向上の一端を担うものと感じています。住民の負担軽減や効率化のため、投票所の統合なども考えていくべきなのかもしれない、そんなことも考えました。投票所の立会人、また職員の配置なども考えて、今後、将来を見据えた取り組みとして、期日前の投票をさらに進めていき、住民の浸透を図るべきと考えます。

また、金沢市では、大学を巡回する期日前の投票所バスを導入しました。この取り組みは、若者への選挙参加を促すもので、一定の効果があったと言われています。

身近な場所で投票ができることは、大変重要であり、移動に苦痛や困難を感じている人たちへの支援を行うことで、投票率の向上が図れるものと考えます。

今後、このような施策を早く導入して、さまざまな改革により投票率アップを図るべきだと思います。

選挙管理委員会書記長の酒井総務課長にお聞きしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○角井外喜雄議長 酒井総務課長。

〔酒井英志総務課長 登壇〕

○酒井英志総務課長 移動期日前投票所バスを実施し、投票率アップを図れとの御質問にお答えいたします。

近年、全国的に投票率は低下の傾向にあり、本町では、投票率の向上に向けて、投票日における町営バスの無料化や広報誌、ホームページ等による各種啓発活動などの取り組みを進めているところです。

さきの衆議院議員総選挙におきましては、本町の投票率は59.47%で、前回の平成29年10月執行の衆議院議員総選挙の投票率の58.74%と比較すると、0.73%のわずかな上昇となりました。その中で、期日前投票者数は、投票者数全体の41.7%で、前回よりも4.48%増加しており、今後も期日前投票者の占める割合は高く推移すると予想されます。

選挙は、投票日に投票所において投票することが原則となっておりますが、期日前投票は、投票日に仕事や用務等のある場合に、選挙期日前であっても選挙期日と同じく投票を行うことができる制度です。この原則を基本としながら、今後も期日前投票制度について、より一層の周知、啓発を行うことで、期日前投票のさらなる浸透を図り、投票率の向上に努めたいと考えております。

また、移動期日前投票所バスにつきましては、投票機会の創出及び若年層への啓発の観点から、移動手段が確保できず投票が困難な方や若者の投票率向上に資する効果的な手法の一つであると考えます。今後は、導入自治体における効果を参考に本町での導入を検討してまいりたいと思います。

投票所の統合については、統合が有権者の利便性向上につながるのか、十分に精査し、慎重に議論を重ねる必要があると考えております。

最後に、選挙における投票率は選挙の争点や当日の天候等、さまざまな要因が総合的に影響すると考えられますが、投票率の向上に向けて、先進自治体が行っている効果的な方策及び効果的な手法を調査・研究してまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○角井外喜雄議長 森川 章議員。

○2番 森川 章議員 すいません、再質問させていただきます。

先ほど、期日前投票の効果として、若者の、また若年層の投票率アップや、啓発につながっていくというお話がありましたが、私が、小松市や輪島市が導入した経緯の中で、山間地や過疎地、また高齢化などが原因で、なかなか選挙の投票率が伸びなかったということを少し挙げました。その部分を埋めるためにも移動式バスというものがあるのではないかとお話しをしたんですけども、山間地の方々でなかなかそのところの投票所でもなかなか行けないという方がいらっしゃる現状があります。そういう部分でも、この期日前投票の移動バスというのはありだと思いますけど、そちらのほうの効果としたら、どのようにお考えですか。

○角井外喜雄議長 酒井総務課長。

〔酒井英志総務課長 登壇〕

○酒井英志総務課長 ただいまの森川議員の再質問にお答えいたします。

山間地のほうの移動バスの効果につきましては、本町の投票においては、かなり山間地のほうは、当日であったり、期日前であったり、投票率は市街地、町のほうよりも高くなっております。ただ、山間地のほうでも、そういった免許の返納であったり、そういった方で選挙に行けないという方も中にはおいでるかと思いますが、その辺につきましては、小松市等で実施しております期日前バスの実態等を参考に、また先進地の事例等も調べて、今後の導入に当てて検討したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○角井外喜雄議長 森川 章議員。

○2番 森川 章議員 再々質問はいたしません。

ぜひ、いろいろな有効策をとりながら、確かに山間地の方々、本当に皆さん、市民権を考えながら、投票に行かれていますので、町なかの方のほうが投票率が低いというのが現状なんですけども、ぜひいろいろな方策を考えながら、また取り組んでいただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3点目の質問に入らせていただきます。

3点目の質問も選挙の投票率アップを考えて、取り組むべき施策として、シチズンシップ教育の推進を図れということで質問をさせていただきます。

まず初めに、シチズンシップ教育とは、他人を尊重しながら市民として社会に参加し、その役割を果たせるように人々を教育することです。シチズンシップとは市民権を意味しています。

イギリスでは、2002年から全国共通カリキュラムに、シチズンシップ（市民科）の教科が追加され、中等教育の必修科目として導入されています。また、日本では、経済産業省がシチズンシップ教育宣言を発刊し、幾つかの学校において市民科の設置が進んでいます。

私が、このシチズンシップ教育の狙いとして考えたのは、住民自身が地域や社会の課題を見つけ、それを解決するために自発的に社会に関わろうとする意識を持つことが大切であると考えたからです。

さきの質問でも示したように、若者の投票率が低く社会へ積極的に参加する意思が低いと言われ、その改善につながっていくのがシチズンシップ教育と考えたからであります。

18歳選挙権が導入され、若い世代への政治参加の取り組みを今後さらに考えていかなければな

らないと思います。

私は以前、所属していました地域青年団の全国組織である日本青年団協議会では、労働など社会生活の重要な場で、事実上成人として社会的義務や責任を果たしている実態や、既に18歳選挙権を導入している国々が圧倒的に多いといった世界の流れを鑑み、若者の政治参加を推進すべく、同選挙権の早期実現を継続的に求めてきました。

その実現を求めてきた中、それに伴い学校教育で政治教育が確実に取り込まれること、学校や地域、家庭、企業が相互に連携し、補完し合い、支援する社会教育、青年教育の体制を整備すること、政治理念に基づく公正な選挙活動の3点について重要性を訴えてきました。

その教育の部分は、重要となるシチズンシップ教育については、文部科学省の動きもこれからといった状況ではありますが、当町では町教育振興基本計画にもあります、ふるさと教育の推進を方針としている施策があり、また、道德教育の充実も進めています。

このことを、社会の一員としての主権者としての学びを充実することで、シチズンシップの重要性を感じ取れると思います。

選挙率の向上から、子供たち、将来18歳になったとき、選挙権を持ち、責任ある行動がとれるようにするためには、何がいいのか、何をすべきなのか考えました。

近年、教育のさまざまな場面や、学習指導要領の改正で強く言われるようになってきた主権者教育ですが、その中にも民主的な社会を担う資質を育むためにとあり、主権を持つということに、またその責務を行使することの重要性が言われています。

私たちが子供のころ国民主権という言葉学びました。主権は国民にある。国民が政治権力の源・責任主体であり、政府は、国民主権であるということなのですが、その学びを実際に選挙に行くということで行動できていない若者がいるのは、学びだけでは実感できていなく、政治が現実の自分たちの生活と結びつきにくいのではなかろうかと思います。

小中学校において、児童生徒が、社会で起きている事柄に興味、関心を持ち、社会の形成に参画する基礎を養う観点から、地方自治など地域の関係機関と連携した学習の充実や、社会で起きている事柄について、実感を持って考えさせる観点からの現実的な政治的、社会的事象を模擬で取り上げ、議論を通じて多面的、多角的に考えさせる教育、児童生徒が学校生活の充実と向上に主体的に参画することを促す観点からの取り組みなどをさらに進めていくことを求めたいと思います。児童生徒がみずから行う子ども議会を実施することなども、シチズンシップを育てることになるとも感じています。

シチズンシップ教育について、町の考えを聞きたいと思います。

吉田教育長、よろしく申し上げます。

○角井外喜雄議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 シチズンシップ教育の推進を図れとの御質問にお答えいたします。

まず、小中学校におけるシチズンシップ教育としての主権者教育の現状についてですが、文部科学省の学習指導要領に基づき、小学校6年生の社会科や中学校社会科の公民的分野などにおいて、民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、国民としての権利や義務などについて学習しています。

また、広い意味でのシチズンシップ教育としましては、学校教育活動全般を通して、生きる力

を育む教育やキャリア教育を推進しています。

例を挙げますと、小学校では、自分たちの住む地域を知り、地域に関わる活動を行うふるさと教育や、地域の商店や工場などの社会科見学、また政治の働きの学習では、体験学習として模擬投票などを行っています。

中学校では、働く人に学ぶ会や職場体験活動などを通して働くことに関する知識を深めたり、生徒会活動においては、あいさつ運動やいじめをなくすための取り組みを提案したりするなど、みずからの学校生活の向上と、社会参画への目的意識を高める教育活動を行っています。

本町においては、今後、身近な地域のよさや課題に目を向け、まちづくりなどにも視野を広げる方策として、ボランティアや防災に関する活動の推進、SDGsを視野に入れた、1人1台の学習用パソコンでの電子新聞を活用した教育の推進も計画しております。

シチズンシップ教育の目的である、社会の中で他者と自発的にかかわりあう意識やそれに必要な知識やスキルを身につけることは、義務教育の目指す、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質の育成にもつながるものです。

今後も児童生徒の発達段階に応じたさまざまな学習活動を通して、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を育むための効果的な取り組みを検討・推進してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします

○角井外喜雄議長 森川 章議員。

○2番 森川 章議員 すいません、再質問をさせていただきます。

いろいろな取り組みの重要性、今、学習指導要領の改正もあって、主権者教育、みずからが考えて、みずからがしっかりというものは大事になり、さまざまなことを学んでいるということは、先ほどお聞きしました。その中で、模擬でいろいろ議論をしたりとか、模擬という言葉が出てきたと思うんですけども、それがもし大きくなれば、子ども議会であったりとかいうものだと思います。近年の今焦点を当てているのは、小中学校という部分なんですけども、みずから何かを起こすということをイメージできるように模擬っていうものがあったり、その体験を事前におくというのが、子ども議会であったりという部分だと思うんですけど、その部分について今後、どううまく展開していこうかなって考えていらっしゃるか、また今現在こんなことをやっているよということがあれば、ちょっと教えていただければなと思いますので、よろしくお願ひします。

○角井外喜雄議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 森川議員の再質問にお答えいたします。

まず、森川議員がおっしゃったように、模擬体験ということは、将来的に非常に貴重な体験活動だと思っています。そのために例えば、政治参加ということで、実際に投票活動を行う。その際、関係機関の協力を得ています。また、私の社会科教員としての経験からしますと、中学校の公民的分野において、実際自分たちのグループで政党をつくる。例えば、特に子供たちにとって考えやすい具体的な課題について、数年前であれば、消費税にかかわることとか、そういったことをテーマを絞り込んで、それぞれのグループで具体的な政策を立案して、発表し合って、そしてそれで投票を行うというような、そんな活動もやったことがあります。

子ども議会の話が出てきましたけれども、今現在は、子ども議会を具体的にこんなふうにした

いという計画はございませんけれども、もし今後ですね、実施に向けて検討する際は、町議会の皆様との連携が当然必要になりますことから、御相談もさせていただきたいというふうに思っております。

また、追加になりますけれども、電子新聞につきまして、特に社会的な活動や地域の情報などを学ぶ機会ということにもなりますし、また、ふるさと教育、SDGsへの理解を深める教育になるということで、非常にこれは効果があると思っておりますので、今現在は1人1台端末で、電子新聞にアクセスしてですね、学級単位や学年単位で利用できるような環境を設けることを具体的に計画しておりますので、また御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○角井外喜雄議長 森川 章議員。

○2番 森川 章議員 再々質問はいたしません。

やはり投票率が低いというこの現状というのは、私もまだ若者かもうちょっと中年ぐらいになったんですけど、やっぱり若い世代の声を聞いていると、本当に政治に関心がなくなっているのをすごく感じながら、子供たちのころには、すごくそういう、小中学校のころは将来を見る目というものがあるなと思ひますし、そういう部分をしっかりと育てていくと、自主的に社会に参加する若者がふえて、社会教育団体のさらなる構成とか、いろいろなことの展開も広がるのかなということ強く期待して、私の3問の質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

○角井外喜雄議長 以上で、2番 森川 章議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

#### <散 会>

○角井外喜雄議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時56分

# 令和3年12月13日（月）

## ○出席議員（16名）

議 長	角 井 外喜雄	副議長	八十嶋 孝 司
1 番	小 町 実	2 番	森 川 章
3 番	竹 内 竜 也	5 番	西 村 稔
6 番	荒 井 克	7 番	森 山 時 夫
9 番	酒 井 義 光	10 番	塩 谷 道 子
11 番	多 賀 吉 一	12 番	向 正 則
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	吉 田 二 郎	総 務 課 長	酒 井 英 志
財 政 課 長	納 口 達 也	町民生活部長	中 村 豊
生活環境課長	中 嶋 徹 郎	健康福祉部長	羽 塚 誠 一
福 祉 課 長	長 陽 子	産業建設部長	吉 岡 洋
都市建設課長	本 多 克 則	会計管理者 兼会計課長	山 崎 勉
消 防 長	松 本 聖 史	消 防 本 部 長	中 川 俊 介
教 育 長	吉 田 克 也	庶 務 課 長	吉 本 良 二
教育総務課長	山 崎 明 人	教 育 部 長	吉 本 良 二
		河北中央病院事務長 兼事務課長	斎 藤 晶 史

## ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 幸 雄	議会事務局長補佐	山 本 慎太郎
総務課統括課長補佐	田 中 圭	財政課係長	掃 部 富 雄
監理課主査	山 本 匡 教	企画課主事	長谷川 直 人

○議事日程（第2号）

令和3年12月13日（月）午後1時30分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第67号 令和3年度津幡町一般会計補正予算（第7号）から

議案第78号 指定管理者の指定について（津幡町高齢者福祉施設ウエルピア倉見）  
まで

請願第5号 町道認定編入方請願について

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

（質疑・討論・採決）

日程第4 議案上程（議案第79号）

（質疑・委員会付託）

（休憩）

議案第79号 令和3年度津幡町一般会計補正予算（第8号）

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

＜開 議＞

○角井外喜雄議長 本日の出席議員数は、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○角井外喜雄議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○角井外喜雄議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、議場内でのマスクの着用を許可しております。

＜諸般の報告＞

○角井外喜雄議長 日程第 1 諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第 1 項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりであります。御了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案等上程＞

○角井外喜雄議長 日程第 2 議案第67号から議案第78号まで及び請願第 5 号を一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○角井外喜雄議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につきまして、各常任委員長の報告を求めます。

向 正則総務産業建設常任委員長。

〔向 正則総務産業建設常任委員長 登壇〕

○向 正則総務産業建設常任委員長 総務産業建設常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第71号 津幡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第72号 津幡町簡易水道事業の設置等に関する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第73号 津幡町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第76号 指定管理者の指定について（津幡町総合交流型宿泊研修施設倶利伽羅塾）、議案第77号 指定管理者の指定について（津幡町中高年齢労働者福祉センターサンライフ津幡）、

以上、2件の指定管理者の指定については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第5号 町道認定編入方請願については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○角井外喜雄議長 竹内竜也文教生活福祉常任委員長。

〔竹内竜也文教生活福祉常任委員長 登壇〕

○竹内竜也文教生活福祉常任委員長 文教生活福祉常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第74号 津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第75号 津幡町立幼稚園設置条例及び津幡町立幼稚園保育料徴収条例を廃止する等の条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第78号 指定管理者の指定について（津幡町高齢者福祉施設ウエルピア倉見）は、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、文教生活福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります

○角井外喜雄議長 酒井義光予算決算常任委員長。

〔酒井義光予算決算常任委員長 登壇〕

○酒井義光予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第67号 令和3年度津幡町一般会計補正予算（第7号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第68号 令和3年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、

議案第69号 令和3年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、

議案第70号 令和3年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）、

以上、3件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○角井外喜雄議長 これをもって委員長報告を終わります。

#### <委員長報告に対する質疑>

○角井外喜雄議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

### <討 論>

○角井外喜雄議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

### <採 決>

○角井外喜雄議長 これより議案採決に入ります。

議案第67号から議案第78号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○角井外喜雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第67号から議案第78号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第5号 町道認定編入方請願についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第5号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○角井外喜雄議長 起立全員であります。

よって、請願第5号は、採択することに決定いたしました。

### <諮問上程>

○角井外喜雄議長 日程第3 本日、町長から提案のあった諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては、12月6日の会議再開以来、連日にわたりまして慎重な御審議を賜り、まことにありがとうございます。

また今ほどは、今12月会議に提出させていただきました議案全てに御決議を賜りましたことにつきましても、重ねて御礼を申し上げます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきましても、御説明を申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

本諮問は、人権擁護委員8名のうち、芝田 悟氏並びに得能恵美子氏の2人が、令和4年3月31日をもって任期満了となりますので、芝田 悟氏の後任に津幡町井上の荘、中川 大氏を、得能恵美子氏の後任に津幡町字瓜生、森澤篤子氏をそれぞれ推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、本日御提案を申し上げます人事案件につきましても御説明を申し上げたところでござい

ますが、何とぞ異議なき旨の答申を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

#### <質疑・討論の省略>

○角井外喜雄議長 お諮りいたします。

諮問第1号につきましては、人事に関する案件につき、質疑及び討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○角井外喜雄議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

#### <採 決>

○角井外喜雄議長 これより議案採決に入ります。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり異議なき旨の答申をすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○角井外喜雄議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、異議なき旨答申することに決定いたしました。

#### <議案上程>

○角井外喜雄議長 日程第4 本日、町長から提出のあった議案第79号を議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 今ほどは、追加提案をいたしました人事案件につきまして、御同意を賜りありがとうございます。

本日、新たに追加で提案させていただきますのは、本会議初日の提案理由説明でも述べさせていただきました、笠池ヶ原地内のため池、新三郎池堤体崩落対応及び灯油購入費助成事業に係る補正の議案でございます。

11月27日に発生いたしました新三郎池堤体崩落対応につきましては、早急な復旧に向け、原因究明や復旧方法などの調査業務及びため池の水を抜くため、国土交通省金沢河川国道事務所に要請いたしました排水ポンプ車などの災害応急対応委託料や発電機の燃料費など、既に現地対応に要した費用などについて追加するものでございます。

また、灯油購入費助成事業につきましては、原油価格の高騰により、灯油などの店頭価格が大幅に引き上げられている現状を踏まえ、生活困窮世帯等の経済的負担の軽減を図るため、1世帯当たり上限5,000円を助成するものでございます。

いずれの案件も一日でも早く取りかかれるよう、本日緊急に議会の議決をお願いするものでございます。議員の皆様のご理解をお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、本日新たに追加提案をいたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

**議案第79号** 令和3年度津幡町一般会計補正予算（第8号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1,108万4,000円を追加するものでございます。

初めに、歳入についてでございますが、県支出金275万円及び財政調整基金繰入金833万4,000円をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、歳出についてでございますが、灯油購入費助成事業費に係る民生費、笠池ヶ原新三郎池堤体調査委託料に係る農林水産業費や同堤体崩落対応経費に伴う災害復旧費をそれぞれ増額するものでございます。

以上、本日緊急に追加で御提案を申し上げました議案につきまして、御説明を申し上げたところでございますが、関係常任委員会におきまして、関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案のとおり決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます

#### <議案に対する質疑>

○角井外喜雄議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <委員会付託>

○角井外喜雄議長 ただいま議題となっております議案第79号は、配付してあります議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に常任委員会で、議案の審査方よろしくお願いいたします。

〔休憩〕 午後1時50分

〔再開〕 午後2時40分

○角井外喜雄議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第79号を議題といたします。

#### <委員長報告>

○角井外喜雄議長 これより常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につきまして、常任委員長の報告を求めます。

酒井義光予算決算常任委員長。

〔酒井義光予算決算常任委員長 登壇〕

○酒井義光予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第79号 令和3年度津幡町一般会計補正予算（第8号）については、全会一致をもって原

案を妥当と認め、可といたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○角井外喜雄議長 これをもって委員長報告を終わります。

#### <委員長報告に対する質疑>

○角井外喜雄議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <討 論>

○角井外喜雄議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

#### <採 決>

○角井外喜雄議長 これより議案採決に入ります。

議案第79号を採決いたします。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○角井外喜雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

#### <閉議・散会>

○角井外喜雄議長 以上をもって、本12月会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、令和3年津幡町議会12月会議を散会いたします。

午後2時43分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 角井外喜雄

署名議員 荒井 克

署名議員 森山 時夫

## 参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 委員会審査付託表	2
1. 委員会審査結果表	3

令和3年津幡町議会12月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	9番 酒井 義光	1 町長選挙への4期目の出馬について問う	町 長
		2 川尻雨水ポンプ場を活用するための水路整備を	町 長
2	13番 道下 政博	1 屋内温水プールの利活用促進に向けての諸施策と料金設定等を問う	町 長
		2 ほっとLINEの開設を提案	町 長
		3 子宮頸がんワクチン接種勧奨について	健康推進課長
		4 コロナ禍でのがん検診受診率の向上を	健康推進課長
3	5番 西村 稔	1 通学路の機械除雪について	産業建設部長
		2 農業委員会発信の野菜づくりに関して	産業振興課長
4	4番 八十嶋孝司	1 水道管の現状と耐震化について	産業建設部長
		2 農業用ため池の管理は	産業振興課長
5	10番 塩谷 道子	1 福祉灯油を求める	町 長
		2 蜂の巣駆除に助成を	生活環境課長
		3 補聴器購入に助成を	健康福祉部長
6	3番 竹内 竜也	1 若年層の投票行動と投票率について	総務課長 (選挙管理委員会書記長)
		2 町立保育園及び放課後児童クラブにおける防犯について	子育て支援課長
		3 2021-2022シーズンにおけるインフルエンザワクチン接種への対応について	健康福祉部長
		4 JR西日本が示した七尾線の運行本数を減便する方針への対応について	町 長
7	1番 小町 実	1 公用車の電気自動車の増車と充電施設の増設を	町 長
		2 癒やされる白鳥が集う河北潟を目指して	町 長
8	2番 森川 章	1 コロナ後遺症へのケアを図れ	健康福祉部長
		2 移動期日前投票所バスを実施し投票率アップを図れ	総務課長 (選挙管理委員会書記長)
		3 シチズンシップ教育の推進を図れ	教 育 長

令和3年津幡町議会12月会議  
 常任委員会議案審査付託表  
 予算決算常任委員会

議案番号	件名
議案第67号	令和3年度津幡町一般会計補正予算（第7号）
議案第68号	令和3年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第69号	令和3年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第70号	令和3年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案番号	件名
議案第79号	令和3年度津幡町一般会計補正予算（第8号）

令和3年津幡町議会12月会議  
 常任委員会議案審査付託表  
 総務産業建設常任委員会

議案番号	件名
議案第71号	津幡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第72号	津幡町簡易水道事業の設置等に関する条例について
議案第73号	津幡町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例について
議案第76号	指定管理者の指定について（津幡町総合交流型宿泊研修施設倶利伽羅塾）
議案第77号	指定管理者の指定について（津幡町中高年齢労働者福祉センターサンライフ津幡）
請願第5号	町道認定編入方請願について

令和3年津幡町議会12月会議  
 常任委員会議案審査付託表  
 文教生活福祉常任委員会

議案番号	件名
議案第74号	津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第75号	津幡町立幼稚園設置条例及び津幡町立幼稚園保育料徴収条例を廃止する等の条例について
議案第78号	指定管理者の指定について（津幡町高齢者福祉施設ウェルピア倉見）

令和3年津幡町議会12月会議  
常任委員会議案審査結果表  
予算決算常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第67号	令和3年度津幡町一般会計補正予算（第7号）	原案可決
議案第68号	令和3年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第69号	令和3年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第70号	令和3年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃

議案番号	件名	議決の結果
議案第79号	令和3年度津幡町一般会計補正予算（第8号）	原案可決

令和3年津幡町議会12月会議  
 常任委員会議案審査結果表  
 総務産業建設常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第71号	津幡町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第72号	津幡町簡易水道事業の設置等に関する条例について	〃
議案第73号	津幡町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例について	〃
議案第76号	指定管理者の指定について（津幡町総合交流型宿泊研修施設倶利伽羅塾）	〃
議案第77号	指定管理者の指定について（津幡町中高年齢労働者福祉センターサンライフ津幡）	〃
請願第5号	町道認定編入方請願について	採 択

令和3年津幡町議会12月会議  
常任委員会議案審査結果表  
文教生活福祉常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第74号	津幡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第75号	津幡町立幼稚園設置条例及び津幡町立幼稚園保育料徴収条例を廃止する等の条例について	〃
議案第78号	指定管理者の指定について（津幡町高齢者福祉施設ウエルピア倉見）	〃